平成十一年九月二十一日 奈良県告示第三百三号

奈良県環境影響評価技術指針を次のように定めた。

奈良県環境影響評価技術指針

(趣旨)

第一条 この<u>奈良県環境影響評価技術指針</u>は、<u>奈良県環境影響評価条例(平成十年十二月奈良県条例第十一号。以下「条例」という。)第四条</u>の規定により、<u>条例第四条の二</u>の計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定めるものとする。

(平二六告示二八九・一部改正)

(条例第四条の二の環境影響評価技術指針で定める事項)

第二条 <u>条例第四条の二</u>の環境影響評価技術指針で定める事項は、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の 規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項とする。

(平二六告示二八九・追加)

(計画段階配慮事項に係る検討)

第三条 配慮書対象事業に係る条例第四条第二項第一号の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に 係る調査、予測及び評価に関する指針については、<u>次条</u>から<u>第十一条</u>までに定めるところによる。

(平二六告示二八九・追加)

(位置等に関する複数案の設定)

- 第四条 配慮書事業者(都市計画決定権者を含む。以下この条から<u>第十一条</u>までにおいて同じ。)は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。
- 2 配慮書事業者は、<u>前項</u>の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置又は 配慮書対象事業の規模に関する複数の案の設定を優先させるよう努めるものとし、配慮書対象事業の実施に伴う重大な環境 影響を回避し、又は低減するために配慮書対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意する ものとする。
- 3 配慮書事業者は、<u>第一項</u>の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業に代わる事業の実施により当該配慮書対象事業の目的が確保される場合その他配慮書対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにしなければならない。

(平二六告示二八九・追加)

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

- 第五条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うため に必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす配慮書対象事業の内容(以下この条から<u>第十一条</u>までにおいて「事業特 性」という。)並びに配慮書対象事業の実施が想定される区域(以下「配慮書対象事業実施想定区域」という。)及びその周囲 の自然的社会的状況(以下この条から<u>第十一条</u>までにおいて「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握しなけれ ばならない。
  - 一 事業特性に関する情報
    - ア 配慮書対象事業の種類(<u>奈良県環境影響評価条例施行規則(平成十一年六月奈良県規則第十二号。以下「規則」とい</u> う。)別表第一の上欄に掲げる区分をいう。)
    - イ 配慮書対象事業の規模(<u>規則別表第一</u>の上欄に掲げる事業の種類ごとに<u>同表</u>の下欄に掲げる対象事業の要件に相当する ものをいう。)
    - ウ 配慮書対象事業実施想定区域の位置
    - エ <u>別表第一</u>の第一欄に掲げる対象事業の種類及び<u>同表</u>の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ<u>同表</u>の第三欄に掲げる事項
  - オ その他配慮書対象事業に関する事項
  - 二 地域特性に関する情報
    - ア 自然的状況
      - (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境(以下「大気環境」という。)の状況(<u>環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項</u>及び<u>ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第七条</u>の規定により定められた環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)の確保の状況を含む。)
      - (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境(以下「水環境」という。)の状況(環境基準の確保の状況を含む。)
      - (3) 土壌及び地盤の状況(環境基準の確保の状況を含む。)
      - (4) 地形及び地質の状況
      - (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
      - (6) 景観並びに人と自然との触れ合いの活動の状況及び人と文化遺産との触れ合いの状況
    - イ 社会的状況
      - (1) 人口及び産業の状況
      - (2) 土地利用の状況
      - (3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況
      - (4) 交通の状況

- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備の状況
- (7) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する 施策の内容
- (8) その他配慮書対象事業に関し必要な事項
- 2 配慮書事業者は、<u>前項第二号</u>に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る 過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、配慮書事業者は、当該資料の出典を明らかに できるよう整理するものとする。

(平二六告示二八九・追加)

(計画段階配慮事項の選定)

- 第六条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、<u>前条</u>の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、配慮書対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下この条から<u>第十一条</u>までにおいて「影響要因」という。)が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下この条から<u>第十一条</u>までにおいて「環境要素」という。)に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。
- 2 配慮書事業者は、<u>前項</u>の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。
  - 一 配慮書対象事業に係る工事の実施(配慮書対象事業の一部として、配慮書対象事業実施想定区域にある工作物の撤去又は 廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)
  - 二 配慮書対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われる ことが予定される事業活動その他の人の活動であって配慮書対象事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が 行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)
- 3 <u>前項</u>の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の 重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。
  - 一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(<u>第四号</u>に掲げるものを除く。以下同じ。)

## ア 大気環境

- (1) 大気質
- (2) 騒音(周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。)及び超低周波音(周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。)
- (3) 振動
- (4) 悪臭
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

#### イ 水環境

- (1) 水質(地下水の水質を除く。以下同じ。)
- (2) 水底の底質
- (3) 地下水の水質及び水位
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
- ウ 土壌に係る環境その他の環境(<u>ア</u>及び<u>イ</u>に掲げるものを除く。以下同じ。)
  - (1) 地形及び地質
  - (2) 地盤
  - (3) 土壌
  - (4) その他の環境要素
- 二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(<u>第四号</u>に掲げるものを除く。以下同じ。)

#### ア 動物

イ 植物

ウ生態系

三 人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(<u>次号</u>に掲げるものを除く。以下同じ。)

#### ア景観

- イ 人と自然との触れ合いの活動の場
- ウ 文化財(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二条第一項に規定する文化財のうち、<u>同法</u>の規定に基づき指定された文化財(<u>同法第五十七条第一項</u>の規定により文化財登録原簿に登録されているものを含む。)及び<u>同法第百八十二条第二項</u>の条例の規定に基づき指定された文化財をいう。以下同じ。)(<u>第二号</u>に掲げるものを除く。)及び埋蔵文化財包蔵地(<u>同法第九十三条第一項</u>に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地をいう。以下同じ。)
- 四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
  - ア 廃棄物等(廃棄物及び副産物(廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業にあっては、当該施設において処理又は処分する廃棄物を除く。)をいう。以下同じ。)
  - イ 温室効果ガス等(排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。)
- 4 配慮書事業者は、<u>第一項</u>の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受け

たときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

5 配慮書事業者は、<u>第一項</u>の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、<u>同項</u>の規定により選定した事項(以下「選定事項」という。)について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

(平二六告示二八九・追加)

(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法)

- 第七条 配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、配慮書事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、<u>次条</u>から<u>第十一条</u>までに定めるところにより選定するものとする。
  - 一 <u>前条第三項第一号</u>に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素 の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人 の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
  - 二 <u>前条第三項第二号ア</u>及び<u>イ</u>に掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
  - 三 <u>前条第三項第二号ウ</u>に掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げる生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。この場合において、事業計画の特性を踏まえ、重要な生息環境又は生育環境の改変、長大構造物による生息場所及び生態系ネットワークの分断及び断片化、渡りルート等の生物が特別な利用をする地域での障害、河川等の流砂系の改変等による影響について把握できること。
    - ア 自然林、湿原等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境
    - イ 里地及び里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。)並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸 に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
    - ウ 水源、涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
    - エ 都市において現に存する樹林地その他の緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。)及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境
  - 四 <u>前条第三項第三号ア</u>に掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を 調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
  - 五 <u>前条第三項第三号イ</u>に掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
  - 六 <u>前条第三項第三号ウ</u>に掲げる環境要素に係る選定事項については、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域 及び文化財にあっては指定の区分を調査し、これらに対する環境の影響の程度を把握できること。
  - 七 <u>前条第三項第四号</u>に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その 他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握でき ること。

(平二六告示二八九・追加)

(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)

- 第八条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、<u>前条</u>に定めるところによるほか、<u>次の各号</u>に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ<u>当該各号</u>に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。
  - 一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
  - 二 調査の基本的な手法 国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
  - 三 調査の対象とする地域(以下この条から<u>第十一条</u>までにおいて「調査地域」という。) 配慮書対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 2 <u>前項第二号</u>に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある 環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定する ものとする。
- 3 配慮書事業者は、<u>第一項</u>の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。
- 4 配慮書事業者は、<u>第一項</u>の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

(平二六告示二八九・追加)

(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)

- 第九条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、<u>次の各</u> <u>号</u>に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ<u>当該各号</u>に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、 当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定しなければならない。
  - 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法
  - 二 予測の対象とする地域(第三項において「予測地域」という。) 調査地域のうちから適切に選定された地域
- 2 前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。
- 3 配慮書事業者は、<u>第一項</u>の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、 予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特 性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。
- 4 配慮書事業者は、<u>第一項</u>の規定により予測の手法を選定するに当たっては、配慮書対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。

(平二六告示二八九・追加)

(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

- 第十条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段 階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - 一 <u>第四条第一項</u>の規定により位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。
  - 二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、配慮書対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、配慮書事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。
  - 三 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は 目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査 及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、配慮書対象事業に係る工事の 実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められて いるものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
  - 四 配慮書事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(平二六告示二八九・追加)

(計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項)

- 第十一条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 2 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。
- 3 配慮書事業者は、手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

(平二六告示二八九・追加)

(環境影響評価の項目等の選定に関する指針)

第十二条 対象事業に係る条例第四条第二項第二号の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を行うための手法の選定に関する指針については、<u>次条</u>から<u>第二十条</u>までに定めるところによる。

(平二六告示二八九・旧第二条繰下・一部改正)

(環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

第十三条 <u>第五条</u>の規定は、<u>条例第十一条第一項</u>の規定による対象事業に係る環境影響評価項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、<u>第五条</u>中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、<u>同条第一項</u>中「配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を」とあるのは「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定をするに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を」と、「当該検討に」とあるのは「当該選定に」と、「配慮書対象事業の」とあるのは「対象事業の」と、「この条から第十一条まで」とあるのは「この条、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第九条第三項及び第二十五条」と、「配慮書対象事業の実施が想定される区域(以下「配慮書対象事業実施想定区域」という。)」とあるのは「対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)」と、「配慮書対象事業実施想定区域の」とあるのは「対象事業実施区域の」と、「配慮書対象事業に」とあるのは「対象事業と」とあるのは「対象事業と」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第十三条第一項において読み替えて準用する前項」と、「整理するものとする」とあるのは「整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

2 事業者は、<u>前項</u>において読み替えて準用する<u>第五条第一項第一号</u>に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

(平二六告示二八九・追加)

(環境影響評価項目の選定)

- 第十四条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、<u>別表第一</u>の第一欄に掲げる対象事業の種類及び<u>同表</u>の第二欄に掲げる区分に応じそれぞれ<u>同表</u>の第四欄に掲げる標準項目を示す表に掲げる一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)について<u>同表</u>においてその影響を受けるおそれがあるとされる構成要素(以下「環境要素」という。)に係る項目(以下「標準項目」という。)に対して、必要に応じ、項目の削除又は追加を行うことにより選定しなければならない。
- 2 事業者は、<u>前項</u>の規定による選定に当たっては、対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある 環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、事業 特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて 適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。
  - 一 対象事業に係る工事の実施(対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合に は、当該撤去又は廃棄を含む。)
  - 二 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される 事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定され ている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。)
- 3 <u>第六条第三項</u>の規定は<u>前項</u>の規定による検討について、<u>同条第四項及び第五項</u>の規定は<u>第一項</u>の規定による項目の選定についてそれぞれ準用する。この場合において、<u>同条第四項及び第五項</u>中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、「計画段階配慮事項」とあるのは「対象事業に係る環境影響評価の項目」と、<u>同条第五項</u>中「同項の規定により選定した事項(以下「選定事項」という。)について選定した理由」とあるのは「選定項目として選定した理由及び同項の規定により項目の削除を行った場合にあってはその理由」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の規定による項目の削除は、次に掲げる項目について行うものとする。
  - 一 標準項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合における当該標準項 目
  - 二 対象事業実施区域又はその周囲に、標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが 明らかである場合における当該標準項目
- 5 第一項の規定による項目の追加は、次に掲げる項目について行うものとする。
  - 一 事業特性により、標準項目以外の項目(この項において「標準外項目」という。)に関する環境影響が相当程度となるお それがある場合における当該標準外項目
  - 二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次に規定する標準外項目 に関する環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるものである場合における当該標準外項目
    - ア 標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
    - イ 標準外項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域その他の対象
    - ウ 標準外項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域
- 6 事業者は、<u>第一項</u>の規定により項目の削除又は追加を行うに当たっては、<u>前条</u>の規定により把握した事業特性及び地域特性 に関する情報を踏まえ、必要に応じ関係する地方公共団体、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受け て行わなければならない。
- 7 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合 にあっては、必要に応じ<u>第一項</u>の規定により選定した項目(以下「選定項目」という。)の見直しを行わなければならない。 (平一七告示六二五・一部改正、平二六告示二八九・旧第四条繰下・一部改正)

(環境影響評価項目の選定に係る調査、予測及び評価の手法)

- 第十五条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十条までに定めるところにより選定するものとする。
  - 一 <u>前条第三項</u>において準用する<u>第六条第三項第一号</u>に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他 の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度 及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
  - 二 <u>前条第三項</u>において準用する<u>第六条第三項第二号ア</u>及び<u>イ</u>に掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
  - 三 前条第三項において準用する<u>第六条第三項第二号ウ</u>に掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。以下同じ。)、典型性(地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。以下同じ。)及び特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。以下同じ。)の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。
  - 四 <u>前条第三項</u>において準用する<u>第六条第三項第三号ア</u>に掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の 状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
  - 五 <u>前条第三項</u>において準用する<u>第六条第三項第三号イ</u>に掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

- 六 <u>前条第三項</u>において準用する<u>第六条第三項第三号ウ</u>に掲げる環境要素に係る選定項目については、文化財及び埋蔵文化 財包蔵地の種類、位置又は区域及び文化財にあっては指定の区分を調査し、これらに対する環境の影響の程度を把握でき ること。
- 七 <u>前条第三項</u>において準用する<u>第六条第三項第四号</u>に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
- 2 事業者は、<u>前項</u>の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

(平二六告示二八九・旧第五条繰下・一部改正)

(標準手法)

- 第十六条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法(標準項目に係るものに限る。)を選定するに当たっては、<u>別表第一</u>の第一欄に掲げる対象事業の種類及び<u>同表</u>の第二欄に掲げる区分に応じそれぞれ<u>同表</u>の第五欄に掲げる標準手法を示す表において各標準項目ごとに<u>同表</u>に掲げる標準的な調査及び予測の手法(以下「標準手法」という。)を基準としつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、<u>第十三条第一項</u>において読み替えて準用する<u>第五条</u>及び<u>第十三条第二項</u>の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、選定しなければならない。この場合において、事業者は、<u>次</u>項に定めるところにより必要に応じ標準手法より簡略化された調査若しくは予測の手法(<u>同項</u>において「簡略化手法」という。)を選定し、又は<u>第三項</u>に定めるところにより必要に応じ標準手法より詳細な調査若しくは予測の手法(<u>同項</u>において「重点化手法」という。)を選定するものとする。
- 2 簡略化手法は、次のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。
  - 一 当該標準項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
  - 二 対象事業実施区域又はその周囲に、当該標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
  - 三 類似の事例により当該標準項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
  - 四 当該標準項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、標準的な調査の手法より簡易な方法で収集できること が明らかであること。
- 3 重点化手法は、次のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。
  - 事業特性により、当該標準項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
  - 二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次に規定する標準項目に 関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
    - ア 当該標準項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
    - イ 当該標準項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例により指定された地域その他の対象
    - ウ 当該標準項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域 (平二六告示二八九・旧第六条繰下・一部改正)

(環境影響評価の項目に係る調査の手法)

- 第十七条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、<u>前条</u>に定めるところによるほか、 <u>次の各号</u>に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ<u>当該各号</u>に定めるものを、選定項目について適切に予測及び 評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る予測及び評価に必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、 当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。
  - 一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
  - 二 調査の基本的な手法 国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴 取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
  - 三 調査の対象とする地域(この条から<u>第二十五条</u>までにおいて「調査地域」という。) 対象事業の実施により選定項目に 関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の 調査に適切な範囲であると認められる地域
  - 四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点(<u>第二項</u>において読み替えて 準用する<u>第八条第四項</u>及び<u>別表第十五</u>から<u>別表第二十七</u>までの規定において「調査地点」という。) 調査すべき情報の内 容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であ ると認められる地点
  - 五 調査に係る期間、時期又は時間帯(<u>第二項</u>において読み替えて準用する<u>第八条第四項</u>及び<u>別表第十五</u>から<u>別表第二十七</u>までの規定において「調査期間等」という。) 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯
- 2 <u>第八条第二項</u>から<u>第四項</u>までの規定は、<u>前項</u>の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、<u>同条第二項</u>中「前項第二号」とあるのは「第十七条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、<u>同条第三項</u>及び<u>第四項</u>中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第十七条第一項」と、<u>同条第三項</u>中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、<u>同条第四項</u>中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。
- 3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとする。
- 4 事業者は、<u>第一項</u>の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を 行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにしなければならない。

(平二六告示二八九・旧第七条繰下・一部改正)

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

- 第十八条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、<u>第九条</u>に定めるところによるほか、<u>次の各号</u>に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ<u>当該各号</u>に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。
  - 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法
  - 二 予測の対象とする地域(<u>第二項</u>において読み替えて準用する<u>第九条第三項</u>及び<u>別表第十五</u>から<u>別表第二十七</u>までの規定に おいて「予測地域」という。) 調査地域のうちから適切に選定された地域
  - 三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点(以下「予測地点」という。) 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点
  - 四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯(以下「予測対象時期等」という。) 供用開始後定常状態になる時期、工事の 実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯
- 2 <u>第九条第二項</u>から<u>第四項</u>までの規定は、<u>前項</u>の対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、<u>同条第二項</u>中「前項第一号」とあるのは「第十八条第一項第一号」と、<u>同条第三項</u>及び<u>第四項</u>中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第十八条第一項」と、<u>同条第三項</u>中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、<u>同条第四項</u>中「配慮書対象事業に」とあるのは「対象事業に」と、「しなければならない。」とあるのは「しなければならない。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。」と読み替えるものとする。
- 3 <u>第一項第四号</u>に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ<u>同号</u>に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。
- 4 事業者は、<u>第一項</u>の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況)を勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

(平二六告示二八九・旧第八条繰下・一部改正)

(環境影響評価の項目に係る評価の方法)

- 第十九条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - 一 調査及び予測の結果並びに<u>第二十二条第一項</u>の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の 実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
  - 二 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
  - 三 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(平二六告示二八九・旧第九条繰下・一部改正)

(環境影響評価の項目に係る手法の選定に当たっての留意事項)

- 第二十条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たっては、第十三条第一項において読み替えて準用する第五条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ関係する地方公共団体、専門家等の助言を受けて選定しなければならない。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 2 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行わなければならない。
- 3 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。 (平二六告示二八九・旧第十条繰下・一部改正)

(環境保全措置に関する指針)

第二十一条 対象事業に係る<u>条例第四条第二項第三号</u>の規定による環境保全のための措置に関する指針については、<u>次条</u>から 第二十五条までに定めるところによる。

(平二六告示二八九・旧第十一条繰下・一部改正)

(環境保全措置の検討)

- 第二十二条 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として、環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)を検討しなければならない。
- 2 事業者は、<u>前項</u>の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(<u>第二十四条第四号</u>から<u>第六号</u>までにおいて「代償措置」という。)を検討しなければならない。

(平二六告示二八九・旧第十二条繰下・一部改正)

(検討結果の検証)

第二十三条 事業者は、<u>前条第一項</u>の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

(平二六告示二八九・旧第十三条繰下)

(検討結果の整理)

- 第二十四条 事業者は、第二十二条第一項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。
  - 一 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
  - 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の 不確実性の程度
  - 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
  - 四 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
  - 五 代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
  - 六 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠
- 2 事業者は、<u>第二十二条第一項</u>の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

(平二六告示二八九・旧第十四条繰下・一部改正)

(事後調査)

- 第二十五条 事業者は、予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査(以下この条において「事後調査」という。)を行わなければならない。
- 2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - 一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
  - 二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響 評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
  - 三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること
  - 四 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。
- 3 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。
  - 一 事後調査を行うこととした理由
  - 二 事後調査の項目及び手法
  - 三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
  - 四 事後調査の結果の公表の方法
  - 五 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者(以下この号において「関係地方公共団体等」という。)が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容
  - 六 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名(法人にあっては、その名称)並びに 当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
  - 七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
- 4 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ 専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

(平二六告示二八九・旧第十五条繰下・一部改正)

(定義)

- 第二十六条 <u>別表第二</u>から第二十七までにおいて、<u>次の各号</u>に掲げる用語の意義は、<u>当該各号</u>に定めるところによる。
  - 一 粉じん等 粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質
  - 二 重要な地形及び地質 学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質
  - 三 重要な種 学術上又は希少性の観点から重要な種

- 四 重要な種及び群落 学術上又は希少性の観点から重要な種及び群落
- 五 注目すべき生息地 学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により 注目すべき生息地
- 六 注目種等 地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集
- 七 主要な眺望点 不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所
- 八 主要な眺望景観 主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観
- 九 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場
- 十 切土工等 切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事
- 十一 工事施工ヤード 工事中の作業に必要な区域として設置される区域
- 十二 休憩所 高速自動車国道又は自動車専用道路に設置される休憩所(公衆便所を含む。)
- 十三 発破作業 土石の採取又は破砕のために岩石中に火薬を充てんして岩石を破砕する作業
- 十四 ダイオキシン類 <u>ダイオキシン類対策特別措置法第二条</u>に規定するダイオキシン類 (平一二告示一九九・一部改正、平二六告示二八九・旧第十六条繰下)

附 則

この指針は、平成十一年九月二十一日から施行する。

#### 別表第一

(平一一告示四四○・令五告示三八八・一部改正)

対象事業の種類	区分	事業特性に関する情報に係る事項	標準項目を示す 表	標準手法を示す 表
<ul><li>一 道路の新設 及び改築の事 業</li></ul>	一般国道、 県道又は市 町村道	ア 奈良県環境影響評価条例施行規則(平成十一年六月 奈良県規則第十二号。以下「規則」という。)別表第 一第一号ア又はイに掲げる要件に該当する一の事業 (以下「対象道路事業」という。)に係る道路の区間 及び車線の数 イ 対象道路事業に係る道路の区分(道路構造令(昭和 四十五年政令第三百二十号)第三条に規定する道路の 区分をいう。)、設計速度、計画交通量及び構造の概要 ウ 対象道路事業の工事計画の概要 エ その他の対象道路事業に関する事項	別表第二	別表第十五
	林道	ア 規則別表第一第一号ウに掲げる要件に該当する一 の事業(以下「対象林道事業」という。)の実施に係 る工法、期間及び工程計画の概要 イ 主要な構造物の種類及び配置計画並びに林道の供 用に伴い予定される自動車の走行の概要 ウ その他の対象林道事業に関する事項	<u>別表第三</u>	<u>別表第十六</u>
二 ダムの新築 の事業		ア 規則別表第一第二号に掲げる要件に該当する一の 事業(以下「対象ダム事業」という。)の総貯留容量 イ 対象ダム事業に係るダムの堤体の規模及び形式並 びにダムの供用に関する事項 ウ 対象ダム事業の工事計画の概要 エ その他の対象ダム事業に関する事項	<u>別表第四</u>	<u>別表第十七</u>
三 鉄道の建設 及び改良の事 業		ア <u>規則別表第一</u> 第三号に掲げる要件に該当する一の 事業(以下「対象鉄道事業」という。)に係る単線、 複線等の別及び動力 イ 対象鉄道事業の工事計画の概要 ウ その他の対象鉄道事業に関する事項	別表第五	<u>別表第十八</u>
四 工場の設置 又は変更の事 業		ア <u>規則別表第一</u> 第四号に掲げる要件に該当する一の 事業(以下「対象工場事業」という。)の工事計画の 概要 イ 対象工場事業に係る工場の施設の種類及び数 ウ その他の対象工場事業に関する事項	<u>別表第六</u>	<u>別表第十九</u>
四の二 太陽光 発電施設の設 置又は変更の 工事の事業		ア <u>規則別表第一</u> 第四号の二に掲げる要件に該当する 一の事業(以下「太陽光発電施設設置事業」とい う。)の工事計画の概要 イ その他の太陽光発電施設設置事業に関する事項	別表第六の二	別表第十九の二
五 廃棄物の処 理施設の設置 又は変更の事 業	廃棄物最終 処分場	ア 規則別表第一第五号ア又はイに掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象最終処分場事業」という。)に係る最終処分場の埋立容量イ 対象最終処分場事業の工事計画の概要ウ 対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類及び量エ 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要オ その他の対象最終処分場事業に関する事項	別表第七	<u>別表第二十</u>
	廃棄物焼却 施設	ア 規則別表第一第五号ウ又はエに掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象焼却施設事業」という。)の工事計画の概要 イ 対象焼却施設事業に係る焼却施設の焼却処分の計画の概要 ウ その他の対象焼却施設事業に関する事項	<u>別表第八</u>	<u>別表第二十一</u>

_				
	し尿処理施 設	ア 規則別表第一第五号オ又はカに掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象し尿処理施設事業」という。)の工事計画の概要 イ 対象し尿処理施設事業に係るし尿処理施設のし尿処理の計画の概要 ウ その他の対象し尿処理施設事業に関する事項	別表第九	別表第二十二
六 スポーツ又 はレクリエー ションの施設 の設置又は変 更の事業		ア <u>規則別表第一</u> 第六号に掲げる要件に該当する一の 事業(以下「対象スポーツ又はレクリエーション施設 事業」という。)の工事計画の概要 イ その他の対象スポーツ又はレクリエーション施設 事業に関する事項	<u>別表第十</u>	<u>別表第二十三</u>
七 土地区画整理事業		ア 規則別表第一第七号に掲げる要件に該当する一の 事業(以下「対象土地区画整理事業」という。)に係 る公共施設の配置 イ 対象土地区画整理事業に係る宅地の利用計画の概 要 ウ 対象土地区画整理事業の工事計画の概要	別表第十一	別表第二十四
		エ その他の対象土地区画整理事業に関する事項		
八 住宅団地の 造成事業		ア 規則別表第一第八号に掲げる要件に該当する一の 事業(以下「対象住宅団地造成事業」という。)に係 る住宅及び道路その他の施設の配置 イ 対象住宅団地造成事業の工事計画の概要 ウ その他の対象住宅団地造成事業に関する事項	<u>別表第十二</u>	別表第二十五
九 工業団地の 造成事業		ア 規則別表第一第九号に掲げる要件に該当する一の 事業(以下「対象工業団地造成事業」という。)に係 る公共施設の配置 イ 対象工業団地造成事業に係る宅地の利用計画(設置 されることとなる工場及び事業場の種類及び配置計 画の概要を含む。) ウ 対象工業団地造成事業の工事計画の概要 エ その他の対象工業団地造成事業に関する事項	別表第十三	別表第二十六
十 土石の採取の事業		ア 規則別表第一第十号に掲げる要件に該当する一の 事業(以下「対象土石事業」という。)に係る採取す る土石の種類 イ 対象土石事業の計画の概要 ウ その他の対象土石事業に関する事項	別表第十四	別表第二十七
十一 <u>条例第二</u> <u>条第二項第十</u> <u>一号の規則</u> で 定める事業		ア 規則別表第一第十一号に掲げる要件に該当する一の事業(以下「対象複合事業」という。)を構成する事業の種類及びそれぞれの事業の規模イ 対象複合事業の工事計画の概要ウ 対象複合事業を構成する事業の種類ごとにそれぞれ記載すべきとされた事項エ その他の対象複合事業に関する事項	対すご第号に業二分れに目をあると一ま場所にのでは類様にあるとのでのででででででででででででででででででででででででででででいる。この第分をいるができたができた。この第一条びるれ四準は、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に	対すご第号に業二分れに法物のこら第号に異でが種に応表げるとのころののる類掲じのるす業、かのる類掲じのるするのでのののでは、かのののでは、かののでは、かののができば、かののでは、からのでは、からのでは、ないのではないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないので

# 別表第二 標準項目(対象道路事業)

<b>加</b> 权另一 标单项目(	刈豕坦昭尹未/												
環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要	素の良好れるべき	子な状態環境要	気の保持を旨 要素	として	調	確保及場合を	多び系し測るを持動的で表す。	然環 保全 調 び評	化触れ保を置	自産ないとのいい。 自産のいい しなべい とのいいしなべい とうしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょう はんしょう はんしょく はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	豊か の確調 び評	環へ負のの度よ予及評さるき境素境の荷量程にり測び価れべ環要
	大気環境			水環境	土壌に環境の環境	こ係る その他 竟	動物	植物	生態系	景観	人自と	文化遺産	廃棄 物等
	大気質	騒音	振動	水質	地形 及び 地質	そ他環要					触合の動場		

							75	以大水	児影音	十四八八八							
		二化素	浮遊子物質	粉じ	騒音	振動	水濁り	水の汚れ	重な形び質	日照阻害	重な及注すき息要種び目べ生地	重な及群要種び落	地を徴け生系域特づる態	主な望及景資並に要眺景要眺点び観源び主な望観	主なと然のれい活の要人自と触合の動場	文財び蔵化包地化及埋文財蔵	建工にう産物
工事	建設機械の稼 働			0	0	0											
の実施	資材及び機械 の運搬に用い る車両の運行			0	0	0											
	切土工等又は 既存の工作物 の除去																0
	工事施工ヤー ドの設置								0		0	0	0			0	
	工事用道路等 の設置								0		0	0	0			0	
土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式又 は掘割式)の存 在								0		0	0	0	0	0	0	
作物の存	道路(嵩上式) の存在								0	0	0	0	0	0	0	0	
在及び	自動車の走行	0	0		0	0											
供用	休憩所の供用						0	0									
借去																	

備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

## 別表第三 標準項目(対象林道事業)

影響要	環境要素の区分 因の区分	環境の自然 素の自好な 持を関及び 予測環境 要	状態の保 て調査、 価される	生物の多様 境の体系的 査、予測及 境要素	]保全を旨	及び自然環 として調 れるべき環	人と自然 かな触れ て調査、	及び文化遺	を旨とし	環境への負荷の量
							べき環境	<b>予側及い評</b> 何要素	曲される	の 程度予 関 り び れ 環 境 悪 、 要 素
		水環境水質	土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然 との触れ 合いの場	文化遺産	廃棄物等
		<b>水質</b>	地形及び 地質							
		土砂によ る水の濁 り	重要な地 形及び地 質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な 種及び 群落	地域を特徴づける生態系	主眺及観並主眺観な点景源にな景	主要な人と自然との触れ活動の場	文化 び文包 献 財地	建設工事に伴う副産物
の実	造成等の工事による 一時的な影響	0								0
施	工事用機械の稼働等			0						
又は 工作	林道の存在		0	0	0	0	0	0	0	
	自動車の走行			0						

備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであること を示す。

別表第四 標準項目(対象ダム事業)

影響	環境要素の区分 要因の区分	環境の査、予	自然的机測及び記	構成要素 評価され	でである。 でいるべき	イな状態 環境要	長の保持 要素	寺を旨	として	調	生確保の旨、さ要	の多様自2 を を を と 予 の を を と そ し 測 る く を を を と き る で る を る を る を る を る を る を る を る を る を	性然保調びきの環全が評環	な触れ 保を冒	自産い言予 1 を なのいし及べ	の確 て調 び評	環へ負のの度よ予及評さるき境素境の荷量程にり測び価れべ環要
		大気環	境	振動	水環場水質	克				土にる境のの境 地壌係環そ他環	動物	植物	生態系	景観	人自と触合の動場と然のれい活の	文化遺産	廃棄物等
		大気 質	初虫 曰	1水野	小貝					地質							
		粉じん等	騷音	振動	土にるのり	水温	富栄化	溶酸量	水イン度	重な形び質要地及地	重な及注すき息要種び目べ生地	重な及群	地を徴け生系域特づる態	主な望及景資並に要眺景要眺点び観源び主な望観	主なと然のれい活の要人自と触合の動場	文財び蔵化包地化及埋文財蔵	建工にう産物
工事の	ダムの堤体の 工事	0	0	0	0				0		0	0	0		0		0
の実施	原石の採取の 工事	0	0	0	0						0	0	0		0		0
	施工設備及び 工事用道路の 設置の工事	0	0	0	0						0	0	0		0	0	0
	道路の付替の 工事	0	0	0	0						0	0	0		0	0	0
土地又	ダムの堤体の 存在									0	0	0	0	0	0	0	
は工作物	原石山の跡地 の存在									0	0	0	0	0	0	0	
の存	道路の存在									0	0	0	0	0	0	0	
土地又は工作物の存在及び供用 備考	ダムの供用及 び貯水池の存 在				0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	

○ 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

別表第五 標準項目(対象鉄道事業)

影響要	環境要素の区分 関因の区分	環境の自身を環境を最近のよう。	目然的構成 こて調査、 **	送要素の良 予測及び	と好な状態が評価され	もの保持 いるべき	自然環境	を様性の確 の体系 で で で で で で で で で で で で で	り保全を 予測及び	との豊か	<ul><li>太及び文化</li><li>文化れれて</li><li>でかれて</li><li>でから</li><li>でから</li><li>でから</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>でする</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li><li>できる</li></ul>	さいの	環のの程よ測評れき要境負量度り及価る環素へ荷のに予びさべ境
		大気環境	Ě		土壌に係るの他の	系る環境 )環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との	文化 遺産	廃棄物 等
		大気質	騒音	振動	地形及 び地質	その他 の環境 要素					触れ合いの活動の場		
		粉じん 等	騒音	振動	重要なび地質	日照阻害	重種注べ息なびす生	重要な 種及び 群落	地域徴をがきる。	主眺及観並主眺観要望び資び要望な点景源にな景	主人然触い動 要ととれのの	文財び蔵化包地化及埋文財蔵	建設工 事に伴 う副産 物
工事の実	建設機械の稼 働	0	0	0									
施	資材及び機械 の運搬に用い る車両の運行	0	0	0									
	切土工等又は 既存の工作物 の除去												0
土地 スエド	鉄道施設(地 表式又は掘割 式)の存在				0		0	0	0	0	0	0	
物 存 在 び	鉄道施設(嵩 上式)の存在				0	0	0	0	0	0	0	0	
供用	列車の走行 (地下を走行 する場合を除 く。)		0	0									
	列車の走行 (地下を走行 する場合に限 る。)			0									
備考 ○日 を	口は、各欄に掲げ と示す。	 ずる環境§	要素が、景	影響要因	<u></u> の区分の	<u></u> - 項に掲げ	る各要因	ニより影	 響を受け	るおそれ	 があるも	のであ	ること

# 別表第六 標準項目(対象工場事業)

別衣弟八	上場爭業/													
環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要 して調査、予測及び	素の評価	良好だされる	な状態	泉の保持を 環境要素		の然的し測	保境全調びべ及のを査評き	体旨、価系と予さ	化遺産な触れ保を制	自産な言予で素然と合と測る	豊か の確 て調	環境へののより予測を表現である。 なりでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	呈度に 則及び いるべ
	大気環境				水環境	土にる境のの境壌係環そ他環	動物	植物	生態系	景観	人自と触合の動品と然のれい活の	文化遺産	廃棄物等	温効ガ等
	大気質	騒音	振動	悪臭	水質	地形 及び 地質					場			

		二酸化窒素	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	粉じん等	騷音	振動	悪臭	水の濁り	水の汚れ	重な形び質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主な望及景資並に要眺景要眺点び観源び主な望観	主なと然のれい活の要人自と触合の動場	文財び蔵化包地化及埋文財蔵	建設工事に伴う副産物	廃棄物	二酸炭素
工	雨水の排水								0											
工事の実施	資材及び機械の運 搬に用いる車両の 運行				0	0	0													
	切土工等又は既存 の工作物の除去				0	0	0											0		
	建設機械の稼働	$\circ$			$\circ$	$\circ$	$\circ$													
土地又は工作物の存在及び供用	工場の存在(土地の 改変)										0	0	0	0	0	0	0			
在及び供用   備考	工場の稼働	0	0	0		0	0	0	0	0									0	0

○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

# 別表第六の二 標準項目(対象太陽光発電施設設置事業)

(令五告示三八八・追加)

環境要	素の区分		自然	的構成	戈要素 及び評	の良好 価され	子な状況	態の傷き環境	R持を 覚要素	旨と	生物の自然的は全地では、	多様性はを表現という。	の確保 の体で で で で で で で 表	人遺れと及きと産合しび環境	は 然のの調価要 であるまでは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	ドンなを ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	環境のよ評さのよいでは、	の負債にびる大利の表
		大気環	環境			水環	境	土壌 境そ	に係るの他の	5環 )環	動物	植物	生態系	景観	人自と触合	文化遺産	廃棄物	7等
		大気質	Ť.	騒音	振動	水質	_	地形地質	及び -	その他					合の動場			
影響要因	因の区分	二酸化素	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	土地の安定性	光害反射光	重種注べ息	重な及群落	地を徴け生系	主な望及景資並に要眺景要眺点び観源び主な望観	主なと然のれい活の要人自と触合の動場	文財び蔵化包地	建設 工にう産物	廃棄物
工事の実施	資がのにるの 材機搬い両行		0	0	0						0	0	0		0			

	切 等 天 存 の に た 作 物 と の と た り と り と り と り り と り り り り と り と り り り と り り と り と り り と も と り と り		0	0	0	0		0	0		0	0	0			0	0	
	建設機 械の稼 働	0	0	0	0						0	0	0					
	工事用 道路等 の設置							0	0		0	0	0			0		
土地又は工作物の方	施設の 存在					0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
物の存 在及び 供用	施設の 稼働			$\circ$														
備考、(	○印は、各	<b>ト欄に掲</b>	げる理	環境要	素が、	影響	要因	の区分	の項	に掲け	「る各要	因によ	り影響	を受ける	るおそね	れがある	るもので	である

備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものである ことを示す。

# 別表第七 標準項目(対象最終処分場事業)

75.52	(平一二告示																
影響	環境要素の区分 変要因の区分	環境の査、予	自然的権測及び記	構成要素 平価され	の良好	子な状態	まの保持 要素	寺を旨	として	調	境のほとしている。	多び系し測る様的で表	保全 調 び評	人化な保査価境と遺触を、さ要	身産ない。 をとのいる をとのいる をしたと測る をはまれる。 をはる。 をはる。 をはる。 をはる。 をはる。 をはる。 をはる。 をはる。 をはる。 をも。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。	び豊のてびき文か確調評環	環へ負のの度よ予及評さるき境素境の荷量程にり測び価れべ環要
		大気環					水環均	竟		土にる境のの境壌係環そ他環	動物	植物	生態系	景観	人自と触合の動せと然のれい活の	文化遺産	廃棄物等
		大気質		騒音	振動	悪臭	水質			地形 及び 地質					場		
		二酸化素素	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の 濁り	水の汚れ	ダオシ類	重な形び質	重な及注すき息要種び目べ生地	重な及群	地を徴け生系域特づる態	主な望及景資並に要眺景要眺点び観源び主な望観	主なと然のれい活の要人自と触合の動場	文財び蔵化包地化及埋文財蔵	建工にう産物
工事の実施	最終処分場の 設置の工事		0	0	0		0				0	0	0		0		0
土地	最終処分場の 存在							0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地又は工作物の	廃棄物の埋立て	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0		
の存在																	

	廃棄物の搬入 に用いる車両 の運行	0	0	0	0												
備考	印は、各欄に掲ん を示す。	ずる環境	受素が.	、影響要	要因の 🛭	区分のユ	須に掲	げる各	要因に	より景	<b>彡響を</b>	受ける	おそれ	がある	らもので	である。	こと

別表第八 標準項目(対象焼却施設事業)

	(+-	一台	<b>ホー</b> ラ	九九•	一部点	文止)															
	競要素の 区分 要因の	環境予測	の自             	- 然的構 評価 る	構成要素 される/	素の良	好な環境要	状態。素	- の保持 -	寺を旨	。 -	て調査		確保及を含む	の多様は とり 多様的 できませい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい か	然環 保全 調 で ご	化強を	自然とのいしる とり とう	豊か の確調 で調	環負のよ及さき素境荷程りびれ環	り度み呼ん
		大気	環境							水環	境	土壌はる環境の他の境	竟そ	動物	植物	生態系	景観	人自と触合	文化遺産	廃棄物	初等
		大気	質				騒音	振動	悪臭	水質		地形》 地質	及び					の活動の場場			
		二酸化窒素	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	粉ん等	ダイオキシン類	騒音	振動	悪臭	水の濁り	水の汚れ	重な形び質要地及地	ダイオキシン類	重な及注すき息要種び目べ生地	重な及群	地を徴け生系域特づる態	主な望及景資並に要眺景要眺点び観源び主な望観	主なと然のれい活の要人自と触合の動場	文財び蔵化包地化及埋文財蔵	建工にう産物事件副物	廃棄物
工事の実施	資びのにるの 及械搬い両行				0		0	0													
	切等既工の 工はの物去				0		0	0		0										0	
	建設機 械の稼 働				0		0	0													
土地又	焼却場 の存在											0		0	0	0	0	0	0		
は工作物	焼却場 の稼働	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0								0
の存在及び供用	廃棄物 の別用車で の運行	0			0		0	0													
備考	印は、各 を示す。	欄に	掲げる	5環境	医素が	、影	響要	因の図	区分の	項に	掲げる	る各要	因に。	より影	響を受	けるお	らそれだ	ぶある	もので	あるこ	٤

別表第九 標準項目(対象し尿処理施設事業)

影響	環境要素の区分 要因の区分	環境のて調査	自然的机、予測及	構成要素 及び評価	の良好される	な状態できま	の保持 環境要素	等を旨。 素	上し	確保及	の多様を対し、多様を対し、多様を対し、というでである。	然環 呆全	化遺産な無対	自産の を を 会と 合と 関ベ を を で い し で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で	豊かの確	環荷度測さ環境のに及れ境	量の程 より予 が評価
		大気環	境				水環均	폴 <u>.</u>	土にる境のの境壌係環そ他環	動物	植物	生態系	景観	人自と触合の動物と然のれい活の	文化遺産	廃棄物	刀等
		大気質		騒音	振動	悪臭	水質		地形 及び 地質					場			
		二酸窒	粉等	騒音	振動	悪臭	水の 濁り	水の汚れ	重な形び質	重な及注すき息要種び目べ生地	重な及群	地を徴け生系域特づる態	主な望及景資並に要眺景要眺点び観源び主な望観	主なと然のれい活の要人自と触合の動場	文財び蔵化包地化及埋文財蔵	建工にう産物	廃棄物
工事の中	資材及び機械 の運搬に用い る車両の運行	_	0	0	0												
実施	切土工等又は 既存の工作物 の除去		0	0	0		0									0	
	建設機械の稼 働		0	0	0												
土地又は工作物	し尿処理施設 の存在								0	0	0	0	0	0	0		
0)	し尿処理施設 の稼働			0	0	0	0	0									0
存在及び供用	廃棄物の搬入 に用いる車両 の運行	0	0	0	0	0											
備考	印は、各欄に掲げ	ずる環境	愛素が	影響勇	更因の[5	え分のエ	質に掲	げる各	要因に	より暑	<b>必響を</b>	受ける。	おそれ	がある	うもので	であるこ	ے ا

○ ○ ○ 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

# 別表第十 標準項目(対象スポーツ又はレクリエーション施設事業)

環境要素の区分 影響要因の区分		して調査		の良好な状態の 別及び評価される		及び自 的保全 査、予	多様性( 然環境( を旨と 測及び き環境!	の体系 して調 評価さ	産とのいる確認を	然及び 豊かな旨 保を退入 できるできる。	触れ合としてび評価	環境への負荷の量の程度により予測を いるというではいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
	大気環	境		水環境	土にる境のの境 壌係環そ他環	動物	植物	生態系	景観	人自と触合の動と然のれい活の	文化遺産	廃棄物等
	大気 質	騒音	振動	水質	地形 及び 地質					場		

		粉じ等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重な形び質	重な及注すき息要種び目べ生地	重な及群	地を徴け生系	主な望及景資並に要眺景要眺点び観源び主な望観	主なと然のれい活の要人自と触合の動場	文財び蔵化包地	建工にう産物	廃棄物
工事	雨水の排水				0										
工事の実施	資材及び機 械の運搬に 用いる車両 の運行	0	0	0											
	建設機械の 稼働	0	0	0											
	造成工事													0	
土又工物存及供 地は作の在び用	敷地の存在 (土地の改 変)						0	0	0	0	0	0	0		
物の 存在 及び	工作物の存 在										0	0			
(供用	スポーツ又 はレクリエ ーション施 設の供用		0	0		0									0
備考	は、各欄に掲	引げる環	境要素が	、影響	要因の	区分の項	ほに掲げ	る各要区	国により	影響を	<b>・</b> 受けるお	さそれが	ぶあるも	のである	iこと

# 別表第十一 標準項目(対象土地区画整理事業)

<i>J</i> 114X <del>/x</del> .			地区画主										
影響望	環境要素の区分 要因の区分	環境の自己では、現場では、環境をは、環境では、東東東	<b>」て調査、</b>	戈要素の 予測及で	良好な状態 『評価さ♪	態の保持 れるべき	自然環境	る様性の経 覚の体 で調 で い るべ き り い る で き り の る き の る き い る れ う こ う こ う こ う こ う こ う こ う こ う ら う ら う ら	り保全を 予測及び	人と確予きとの保予表	然及な性ですれています。 ないまというでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	上遺産 計で 記さ 記さ に るべ	環のの程よ測評れき要境負量度り及価る環素へ荷のに予びさべ境
		大気環境			水環境	土係境の環 に環の環	動物	植物	生態系	景観	人然触い動 自の合活場	文化遺産	廃棄物 等
		大気質	騒音	振動	水質	地形及 び地質							
		粉じん等	騒音	振動	水の濁り	重要なび地質	重種注べ息なびす生	重要な群落	地特け態をづ生	主眺及観並主眺観要望び資び要望	主人然触い動な自の合活場	文財び蔵化包地化及埋文財蔵	建設工 事に伴 う物
工事	雨水の排水				0								
の実施	資材及び機械 の運搬に用い る車両の運行	0	0	0									
	建設機械の稼 働	0	0	0									
	造成工事												0
土地ス工作物の	敷地の存在 (土地の改変)					0	0	0	0	0	0	0	
存在 及び 供用	構造物の存在									0	0		

備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであること <u>を示す。</u>

# 別表第十二 標準項目(対象住宅団地造成事業)

影響要	環境要素の区分 因の区分	環境旨要	して調査	構成要素 室、予測	の良好ア	な状態 <i>の</i> 価される	D保持 6~さ	及び自 的保全	多然を測き	の体系 して調	産との	然豊保予べ びな旨及 う う う で な う で り き り で り で う で う で う ら う に う り で う り で う り で う り の り の り り の り の り の り り の り の り の り	触れ合として	環へ負のの度よ予及評さるき境素境の荷量程にり測び価れべ環要
		大気環	境		水環境		土にる境のの境壌係環そ他環	動物	植物	生態系	景観	人自と触合の動品と然のれい活の	文化遺産	廃棄物等
		大気 質	騒音	振動	水質		地形 及び 地質					場		
		粉じ ん等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重な形び質	重な及注すき息要種び目べ生地	重な及群	地を徴け生系域特づる態	主な望及景資並に要眺景要眺点び観源び主な望観	主なと然のれい活の要人自と触合の動場	文財び蔵化包地	建工にう産物事件副物
工事 の実	雨水の排水				0									
施	資材及び機械の運 搬に用いる車両の 運行	0	0	0										
	建設機械の稼働	0	0	0										
	造成工事													0
土地 又は 工作	敷地の存在(土地の 改変)						0	0	0	0	0	0	0	
物の 存在	構造物の存在										0	0		
及け、	生活排水の発生				0	0								
備考	け 各欄に掲げろ環	音更表え	5 影郷	要因の「	ズ分のほ	また 掲げ	スタ更同	日に上り	影郷を	受けるも	ニそれが	あるも	のである	<b>ミ</b> テレ

川は、名 を示す。

## 別表第十三 標準項目(対象工業団地造成事業)

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の て調査、予測及び評価されるべき環境	)保持を旨 ぎ要素	とし	確保が続いる。	の多なとうで、 後年的で 不とう である でんしょう でんしょう でんしょう でんしょう かんしょう かんしょ かんしょく かんしゃ かんしょく かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	然環 保全 調 び評	化遺産な触れ保を置	自笙で言予で表 然と合と測る	豊か の確 で調 び評	環境への 経動の りり で は い に で に で に り に で り に り に り に り に り に り に	度びるべ
	大気環境	水環境	土にる境のの境 壌係環そ他環	動物	植物	生態系	景観	人自と触合の動場と然のれい活の	文化遺産	廃棄物等	温効ガ等

_									/\\L\\;	示垛况品	· •	ם ניוין אנו.	<u>.</u>	_	_	_	_		
		大気質				騒音	振動	水質	,	地形 及質									
		二酸金化素	二酸化黄	浮遊 状質	粉じ等	騒音	振動	水の濁り	水の汚れ	重な形び質要地及地	重な及注すき息要種び目べ生地	重な及群	地を徴け生系域特づる態	主な望及景資並に要眺景要眺点び観源び主な望観	主なと然のれい活の要人自と触合の動場	文財び蔵化包地	建設工事に伴う副産物	廃棄物	二酸 化炭 素
工	雨水の排水							$\circ$											
工事の実施	資材及び機 械の運搬に 用いる車両 の運行				0	0	0												
	建設機械の 稼働				0	0	0												
	造成工事																$\circ$		
土地又は工作物	敷地の存在 (土地の改 変)									0	0	0	0	0	0	0			
物の存在及び供用	構造物の存 在													0	0				
び供用	工場の稼働	0	0	0		0	0		0									0	0
備考	印は、各欄に を示す。	上掲げる	環境要素	素が、景	影響要	因の図	区分の	· 項に	掲げる	る各要	因によ	り影響	響を受≀	ナるお・	それが	あるも	っので	ある	こと

# 別表第十四 標準項目(対象土石事業)

加权知	一四 保华领口												
影響要	環境要素の区分 要因の区分	環境の自己である。	ま然的構成 たて調査、	<b>支要素の</b> € 予測及で	⊌好な状態 が評価され	態の保持 れるべき	旨として	多様性の経 見 に に は るべき ま き ま う き う お う き う お う う う う う う う う う う う う	予測及び	人と確予きとの保測環境を受ける。	************************************	上遺産 計で 記で いるべ	環のの程よ測評れき要境負量度り及価る環素へ荷のに予びさべ境
		大気環境			水環境	土 壌 る そ の 環 の 環	動物	植物	生態系	景観	人然触い動 ととれのの 動の合活場	文化遺産	廃棄物等
		大気質	騒音	振動	水質	地形及 び地質							
		粉じん 等	騒音	振動	水の濁 り	重要な及び地地質	重種注べ息 なびす生	重要な種及び群落	地域徴をが生態系	主眺及観並主眺観要望び資び要望	主人然触い動な自の合活場	文財び蔵化包地化及埋文財蔵	廃棄物
工事 の実 施	樹木の伐採等				0								
土地	雨水の排水				0								
又は 工作	発破作業	0	0	0									
物の													

及び供用	採取の用に供 する機械の稼 働	0	0	0									
	施設の稼働	0	0	0	0								0
	採取区域の存 在					0	0	0	0	0	0	0	
	跡地の存在									0	0		
مال ملك	_												

備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであること を示す。

## 別表第十五 標準手法(対象道路事業)

標準	項目	標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
二酸化窒素	自動車の走行	一 調査すべき情報 ア 二酸化窒素の濃度の状況 イ 気象の状況 ニ 調査の基本的な手法     文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準(以下「二酸化窒素環境基準」という。)に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第百一号)第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号口に規定する風速の観測の方法と可に規定する風速の観測の方法     西書地域 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域    一調査地点    二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	一 二
浮遊粒子状物質	自動車の走行	一 調査すべき情報 ア 浮遊粒子状物質の濃度の状況 イ 気象の状況 こ 調査の基本的な手法     文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気の汚染に係る環境基準(以下「大気汚染環境基準」という。)に規定する影響を受ける状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法と認められる地域 三	一

	_		
粉じん等	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調でしん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二
	資材及び機械の 運搬に用いる 画の運行	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等の振散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等の横襲を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二 によって、
騒音	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況	一

	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行	一 調査すべき情報     ア 騒音の状況     イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される     道路の沿道の状況     二 調査の基本的な手法     ジャンス は    ボール     ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール     ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール     ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール     ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール     ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール     ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール     ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール    ボール     ボール    ボール    ボール    ボール    ボール     ボール	一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づ く予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音
		文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準(以下「騒音環境基準」という。)に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域	を受けるおそれがある と認められる地域 三 予測地点
		音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
		かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切 かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行に よる騒音に係る環境影 響が最大となる時期
	自動車の走行	<ul><li>一 調査すべき情報</li><li>ア 騒音の状況</li><li>イ 対象道路事業により新設又は改築される道路の沿道の 状況</li><li>二 調査の基本的な手法</li></ul>	<ul><li>一 予測の基本的な手法音の伝搬理論に基づく予測式による計算二 予測地域調査地域のうち、音</li></ul>
		文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域	の伝搬の特性を踏まえ て騒音に係る環境影響 を受けるおそれがある と認められる地域 三 予測地点
		音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
		かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切 かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	四 予測対象時期等 計画交通量の発生が 見込まれる時期
振動	建設機械の稼働	<ul><li>一 調査すべき情報 地盤の状況</li><li>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析</li></ul>	<ul><li>一 予測の基本的な手法事例の引用又は解析</li><li>二 予測地域</li><li>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏ま</li></ul>
振動	建設機械の稼働	地盤の状況 二 調査の基本的な手法	事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、振 動の伝搬の特性を踏ま えて振動に係る環境影 響を受けるおそれがあ ると認められる地域 三 予測地点
振動	建設機械の稼働	地盤の状況 コ調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査助点         振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	事例の引用又は解析 振ま劇の引用又は ちりを できる できる とう を いった できる とう しょう できる とう しゃ できる とう はった しゃ できる とう はった しゃ できる とう はった しゃ できる とう はった しゃ
振動		地盤の状況 コ調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査助点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	事例の引用 の引用 の引用 の引用 の引用 の引用 の引用 の引用 の うを環れ 地域 の特 係 る そる の で を と 予
振動	建設機械の稼働 資材及び機械の 運搬に用いる 車 両の運行	地盤の状況 コ	明明 では、 中の引地域の特係おれ、 をでいるとうでは、 の性である。 の性である。 の地域のの特係がは、 をでいるが、 の地のでである。 の地のである。 の地のである。 の地のである。 の地のである。 をは、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが
振動	資材及び機械の 運搬に用いる車	地盤の状況 コ変の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおされがあると認められる地域 四 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯  一 調査すべき情報 ア 振動の状況 コ 調査すべき情報 できる期間、時期及び時間帯  一 調査すべき情報 できる期間、時期及び時間帯  一 調査すべき情報 できる期間、時期及び時間帯  1 世盤の状況 エ 地盤の状況 エ 地盤の状況 エ 対解を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を	所 振ま影あ をお影る よ響 法パ端式 振ま影あ をお影る よ響 法パ端式 振ま影あ析 振ま影あ をお影る よ響 法パ端式 振ま影あ析 振ま影あ をお影る よ響 法パ端式 振ま影あ といった かんしょ かんしゅう 神域域のでをと予振まるを点予建振長 かんしゅう かいがん から ない かん
振動	資材及び機械の 運搬に用いる車	地盤の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおぞかに把握できる地点 る環境影響を予測して、表動に必要な情報を適切かつ対別間に搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係適切がつ対別間に搬の特性を踏まえて調査による情報を適切がつ対別に把握できる期間、時期及び時間帯  五 振動の伝搬を予測してきる期間、時期及び時間帯 一 ア 振動の状況 コ 調査すべき情報 できる期間、時期及び時間帯 ・ マ が、表別を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を	田田
振動	資材及び機械の 運搬に用いる車	地盤の状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に必要な情報を適切かつ対果的に把握できる地点 五 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	田田

•			
	自動車の走行	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法     文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域     振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおおそれがあると認められる地域 四 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等     振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点     振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
水の濁り	休憩所の供用	- 調査すべき情報 国又は県及び関係する市町村による水質に係る規制等の 状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 三 調査地域 汚水を排水する公共用水域 四 調査地点 汚水を排水する地点	一 予測の基本的りり 原単位法に第 物質の量の計算 一 予測地域 一 汚水を排水する公共 用水域 三 予測地点 一 予測対をは水する地点 四 予測対策時期発生が 見込まれる時期
水の汚れ	休憩所の供用	一 調査すべき情報     国又は県及び関係する市町村による水質に係る規制等の状況     二 調査の基本的な手法     文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理     三 調査地域     汚水を排水する公共用水域     四 調査地点     汚水を排水する地点	一 予測の基本的 5 生物 5 生
重要な地形及び地質	工事施工ヤー事施工ヤー事で 一下 一下 一下 一下 一下 一下 一下 一下 一下 一下 一下 一下 一下	一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 三 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象道路事業実施区域及びその周辺の区域 四 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

日照阻害	道路(嵩上式)の存在	一 調査すべき情報 ア 土地利用の状況 イ 地形の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 三 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境 影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することが できる期間、時期及び時間帯	一
重要な種及び注目すべき生息地	工事施工ヤー事施工ヤー事施工、工事を選等の設等の設定をできます。 道路(地表の)は掘割び道路(地対)の存在上式)の存在	一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が達自の状況とも、選集のの大況との主息地が発力の大況との主事をものなり、	一
重要な種及び群落	工事施工ヤードの設置、工事施工ヤードの設置、工事での設置の設定の設定の設定は掘割では掘割では掘りでは、100年在上式)の存在上式)の存在	一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象道路事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 西 調査期間等	一

地域を特徴づける生態系	工事施置、 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年	一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域対象道路事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動す会が出たの他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえてび評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 会議 は、生を又 動境の種受認 然種注響時 一 会育 は 値の特等けめ 環等目を別 ・ 分育 いまない と は ・ 一 会 で が で が で が で が で が で が で が で が で が で
主要な眺望点及び景観資源並引	道路(地表)の存在 は掘割び道路(上式)の存在 上式)の存在	一 調査すべき情報	一
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	道路(地表式又 は掘割式)の存 在及び道路(嵩 上式)の存在	一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用 の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 調査地域 対象道路事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

文化財及び埋蔵文化財包蔵地	工事施工・ 工事施工・ 工事を で設等の表の表の表の は掘びが の存在 上式)の存在	一調査すべき情報 ア文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域及び文化財にあっては指定の区分 イ文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象道路事業実施区域及びその周辺の区域 四 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既 存の工作物の除 去		<ul><li>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生の 状況の把握</li><li>二 予測地域 対象道路事業実施区 域</li><li>三 予測対象時期等 工事期間</li></ul>

## 別表第十六 標準手法(対象林道事業)

標準	項目	標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
土砂による水の濁り	造成等の工事による一時的な影響	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 イ 気象の状況 ウ 土質の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、環境基本法第十六条第一項の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準(以下「水質汚濁環境基準」という。)に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象林道事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果 的に把握できる地点	一二
重要な地形及び地質	林道の存在	一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象林道事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

<b>手</b> 要是 <b>在</b> 更 (201)	구+PUMIN - **	=四十	マ畑をサルけってい
重要な種及び注目すべき生息地	工事用機械の稼存在並びに自動車の走行	一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	一
重要な種及び群落	林道の存在	一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象林道事業実施区域及びその周辺の区域 四 調物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域におけるをかに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等	一
地域を特徴づける生態系	林道の存在	一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象林道事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査が必における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源がでに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び計算がでに対し、及び計算がである。	一
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用 の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法     文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに     当該情報の整理及び解析     三 調査地点     人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地点における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点     五 調査期間等     人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地点な環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点     3環境影響を予測したの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
文化財及び埋蔵文化財包蔵地林道の存在	一調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分イ文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 こ調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三調査地域対象林道事業実施区域及びその周辺の区域四調査地点文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点五調査期間等文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大
建設工事に伴う 造成等の工事 よる一時的な響		<ul><li>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生の 状況の把握</li><li>二 予測地域 対象林道事業実施区 域</li><li>三 予測対象時期等 工事期間</li></ul>

標準		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	ダムの堤体の採出で の工事、工事の工程のでは のでは では では では では では では では では では では では では で	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	を
騒音	ダ事の開発 である	一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 ウ 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予 想される道路の沿着法	大学をという。 一、このである。 一、このでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので
振動	ダ東の原本の 原本の 原事の で の 原事の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	一 調査すべき情報 ア 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況 イ 地盤の状況 コ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるお調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一一

土砂による水の濁り	ダネの原本の は ない は な	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況	一二
	ダムの供用及び貯水池の存在	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況	一
水温	ダムの供用及び 貯水池の存在	一 調査すべき情報 ア 水温及びその調査時における流量の状況 イ 気象の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに出め返す情報を把握できる地域 四 調査地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するためにおける水温に係る環境影響を予測し、及び評価するためにおける水温に係る環境影響を予測し、及び評価するためにおける水温に係る環境影響を予測し、及び評価するためにおける水温に係る環境影響を予測し、及び評価するためにおける水温に係る環境影響を予測し、及び評価するためにおける水温に係る環境影響を予測し、及び評価するためにおける水温に係る環境影響を予測し、及び評価するためにおける水温に係る環境影響を予測し、及び評価するためにおける水温に係る環境影響を予測し、及び評価するためにおります。	一 第

<b>宮光美ル</b>	ガルの併用エマシ	二、 調本すべき桂却	一 予測の基本的な手法
富栄養化	ダムの供用及び 貯水池の存在	一 調査すべき情報         ア 富栄養化に係る事項及びその調査時における流量の状         況         1         1         1         1         1         1         2         1         2         3         4         4         5         6         7         8         9         10	統計的手法、富栄養 化に係る物質の収支に
		イ 気象の状況 ウ 水温の状況 二 調査の基本的な手法	関する計算又は事例の 引用若しくは解析 二 予測地域
		文献その他の資料及び現地調査による情報(富栄養化に係る事項のうち、水質汚濁環境基準のあるものの状況につい	調査地域のうち、流 域の特性及び富栄養化
		ては、当該水質汚濁環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域	に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化 に係る環境影響を受け
		流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏ま えて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認め られる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富	るおそれがあると認め られる地域 三 予測地点
		栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 四 調査地点	流域の特性及び富栄 養化に係る事項の変化
		流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏ま えて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握で	の特性を踏まえて予測 地域における富栄養化 に係る環境影響を的確
		きる地点 五 調査期間等 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏ま	に把握できる地点 四 予測対象時期等 ダムの供用が定常状
		えて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	態であり、的確に予測 できる時期
溶存酸素量	ダムの供用及び 貯水池の存在	<ul><li>一 調査すべき情報</li><li>ア 溶存酸素量の状況</li><li>イ 水温の状況</li></ul>	<ul><li>一 予測の基本的な手法 溶存酸素の物質の収 支に関する計算又は事</li></ul>
		二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(溶存酸素量の	例の引用若しくは解析 二 予測地域
		状況については、水質汚濁環境基準に規定する溶存酸素量 の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該 情報の整理及び解析	調査地域のうち、流 域の特性及び溶存酸素 量の変化の特性を踏ま
		三 調査地域 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存 酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる	えて溶存酸素量に係る 環境影響を受けるおそ れがあると認められる
		地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素 量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域	地域 三 予測地点
		四 調査地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査 地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評	流域の特性及び溶存 酸素量の変化の特性を 踏まえて予測地域にお
		価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地 点 五 調査期間等	ける溶存酸素量に係る 環境影響を的確に把握 できる地点
		流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査 地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評 価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期	四 予測対象時期等 ダムの供用が定常状
水素イオン濃度	ダムの堤体の工	価りるために必要な情報を適切が7効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 一 調査すべき情報	態であり、的確に予測 できる時期 一 予測の基本的な手法
小糸14ノ仮及	事	水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況 二 調査の基本的な手法	事例の引用又は解析 二 予測地域
		文献その他の資料及び現地調査による情報(水素イオン濃度の状況については、水質汚濁環境基準に規定する水素イオン濃度の測定方法を用いられたものとする。)の収集並び	域の特性及び水素イオ
		に当該情報の整理及び解析 三 調査地域 ダムの堤体の工事実施区域及びその周辺の区域	踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認
		四 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて	められる地域 三 予測地点
		調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測   し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把   握できる地点	流域の特性及び水素 イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域
		五 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて 調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測	における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点
		し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	四予測対象時期等工事による水素イオン濃度に係る環境影響
			が最大となる時期

重要な地形及び地質	ダムの堤体のの場合で を で で の の 存在 が の で の の の の の の の の の の の の の	一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
重要な種及び注目すべき生息地	ダムの原本の場合の 原事の の原本の の原本の では の原本の では のので のので ので ので ので ので ので ので ので	一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 こ 調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 対象がム事業実施区域及びその周辺の区域 四 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種のできまでである。 五 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種であるととのではといきないでは経済があるといるでは、 五 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種のできるとといるでは経済があるといますである。 五 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種であるといますできな情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大
	ダムの場合で がある。 がる。 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が	一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 調査の基本的な手法 文献を理及び解析 三	大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大

		示反宗保况於音評側仅侧拍到	
重要な種及び群落	ダムの堤体の工事の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合では、 東京工事のでは、 東工ができません。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況並びに生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 四 間物の生息及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
	ダムの堤体の存在、原石山道路の存在がである。 の存在地の存在がである。 の存在地の存在地である。 水池の存在	一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況	手落生を又 、のな境が域 植重る屋 物性及響る のな境え析予調のを必要が 地地等びて係おれ時育まを所入。 のな境が域 がでいる では、のな境が域 ができと予植特をびをと予植特をびをと予植をびをと予植をびをとかが 神性及響る のな境が が は重る屋 かきない かきない かきない かきない かきない かきない かきない かきない
地域を特徴づける生態系	ダムの堤体の採り 事、工事の工 のででは 一ででは 一でででで 一でで がで で で で で で で で で で で で で で	一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境石とは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえまり、といる地点とは経路 五 調植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえまります。	一

	ダムの原存在地の存在地の存在地の存在地の存在地の存在地の存在地の方在地の存在地の方面にびる。 一個の方式にびる。 では、びでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法	一 一 一 一 一 一 一 一 一 の に の の に の の に の の に の の に の の の に の の の に の の の の に の の の の の の の の の の の の の
主要な眺望点がに言いている。	ダ在、の存在地の方面である。 が表示を表示である。 がる。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が	一 調査すべき情報   主要な眺望点の状況   イ 景観資源の状況   ウ 主要な眺望景観の状況	一
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	ダ事の備路事の場合では が東京では では では では では では では では では では	一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用 の 表しいのでは、	一

文化財及び埋蔵文化財包蔵地	施事の付ム在地のム水 施事の付ム在地のム水 で設路、存の道にび で設路、存の道にび で設路、存の道にび で設路、存の道にび で設路、存の道にび	一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあってはその区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 ニ 調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に担握できる地点 五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間	一 対象の
建設工事に伴う副産物	ダムの堤体の工事、原石の掘りでは 事、原石の掘りでは の工事、本事用で の設置の ででで を がでいて を がでいて を がでいて を がでいて を がいて を がいて がいて がいて がいて がいて がいて がいて がいて がいて がいて		<ul><li>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生状 況の把握</li><li>二 予測地域 対象ダム事業実施区 域</li><li>三 予測対象時期等 工事期間</li></ul>

# 別表第十八 標準手法(対象鉄道事業)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な 情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な 情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二 で
	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二

騒音	建設機械の稼働	一 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
전프 다	AL BA DXTDA×21分間	ア 騒音の状況 イ 地表面の状況	音の伝搬理論に基づ く予測式による計算
		二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況に	二 予測地域 調査地域のうち、音
		ついては、騒音規制法第十五条第一項の規定により定めら	の伝搬の特性を踏まえ
		れた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)	て騒音に係る環境影響 を受けるおそれがある
		の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域	と認められる地域 三 予測地点
		音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地域	音の伝搬の特性を踏 まえて予測地域におけ
		四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る	る騒音に係る環境影響 を的確に把握できる地
		環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	点
		五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る	建設機械の稼働による騒音に係る環境影響
		環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	が最大となる時期
	資材及び機械の 運搬に用いる車	一 調査すべき情報 ア 騒音の状況	一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づ
	画の運行	イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される 道路の沿道の状況	く予測式による計算
		二調査の基本的な手法	調査地域のうち、音
		文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用	の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響
		いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解	を受けるおそれがある と認められる地域
		三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受ける	三 予測地点 音の伝搬の特性を踏
		おそれがあると認められる地域 四 調査地点	まえて予測地域におけ る騒音に係る環境影響
		<ul><li>■ 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る</li><li>■ 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切</li></ul>	を的確に把握できる地 点
		かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等	四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬
		音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切	に用いる車両の運行に よる騒音に係る環境影
	71-4 1-7-711	かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	響が最大となる時期
	列車の走行(地下を走行する場	一 調査すべき情報   騒音の状況	一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づ
	合を除く。)	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況に	く予測式による計算 二 予測地域
		ついては、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解	調査地域のうち、音 の伝搬の特性を踏まえ
		析 三 調査地域	て騒音に係る環境影響 を受けるおそれがある
		音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地域	と認められる地域 三 予測地点
		四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る	音の伝搬の特性を踏 まえて予測地域におけ
		環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切 かつ効果的に把握できる地点	る騒音に係る環境影響 を的確に把握できる地
		五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る	点 点 四 予測対象時期等
		環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	鉄道施設の供用が定 常状態であり、的確に
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	予測できる時期
振動	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 地盤の状況	<ul><li>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</li></ul>
		二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに	二 予測地域 調査地域のうち、振
		当該情報の整理及び解析 三 調査地域	動の伝搬の特性を踏ま えて振動に係る環境影
		振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	響を受けるおそれがあると認められる地域
		四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係	三 予測地点 振動の伝搬の特性を
		振動の伝搬の特性を暗まれて調査地域における振動に保 る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適 切かつ効果的に把握できる地点	踏まえて予測地域にお
		五 調査期間等	ける振動に係る環境影響を的確に把握できる
		振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適	地点四・予測対象時期等の発展によった。
		切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	建設機械の稼働による振動に係る環境影響
			が最大となる時期

	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
	列車の走行(地 下を走行する場 合を除く。)及 び列車の走行 (地下を走行す る場合に限 る。)	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおされがあると認められる地域 四 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	手解、踏境が域 性に境き が確 はちを環れ地 特域環で 等用的 かけるそる の地る握 期供、期の地地搬動けめ地のて動を点伝予にに 象設ある がなは ちを環れ地 特域環で 等用的 できと予振まる が 地のできる が 地のできる が 地のできる が 地域環で 等用的 対施できる が 地域環で 等用的 対 が は ちを環れ地 特域環で 等用的 対 が は ちを環れ地 特域環で 等用的 対 が は ちを環れ地 特域環で 等用的 対 が は は が は が は は が は が は が は が は が は が
重要な地形及び地質	鉄道施設(地表 式又は掘割式) の存在及び鉄道 施設(嵩上式)の 存在	一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象鉄道事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
日照阻害	鉄道施設(嵩上 式)の存在	一 調査すべき情報 ア 土地利用の状況 イ 地形の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 三 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境 影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することが できる期間、時期及び時間帯	一 第 1

重要な種及び注目すべき生息地	鉄道施設(地表 式又は掘割式) の存在及び鉄道 施設(嵩上式)の 存在	一 調査すべき情報 ア できける できらい 動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物を生息の状況及び生息環境の状況 る理由である動物を生息の状況及び生息環境の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象鉄道事業実施区域及びその周辺の区域 四 動物の生息の特性を踏まえて調査を予測し、できるが注目するに必要な情報を適切かつ効果的に把握できるが注目を必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間等     動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種のするに経路 エ 調査期間等     動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種のするに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
重要な種及び群落	鉄道施設(地表 式又は掘割式) の存在及び鉄道 施設(嵩上式)の 存在	一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象鉄道事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 では、
地域を特徴づける生態系	鉄道施設(地表 式又は掘割式) の存在及び式)の 施設(嵩上式)の 存在	一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象鉄道事業実施区域及びその周辺の区域 四 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握でき割間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握でき割間、時期及び時間帯	一

主要な眺望点及びに主要な眺望景観	鉄道施設(地表式)の存在とばには一次では一次では一次では一次でででである。 (満上式)の存在	一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 講査を眺望景観の状況 二 武をの整理及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 正要な眺望点の状況をできる地域における主要な眺望点及び景観資源延でさるために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間等 景観資源価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できす期間等 景観資評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握でままが開発を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資評価である。 五 調観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握でまる期間、時期及び時間帯	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	鉄道施設(地表式又は掘りの存在及び高上式)の存在(富上式)の存在	一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用 の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の域事業実施区域及びその周辺の区域 四 対象鉄道事業実施区域及びその周辺の区域 四 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査を追求を予測し、及び評価するために必要な情報を通切かつ効果的に担握できる地点 五 調査期間等     人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査がつ効果的に対している。     本地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査がいた。     おりかったがに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	手と場利を又 ・ い踏然の受認 ・ い踏然の受認 ・ い踏然の受認 ・ いいのよい境が域象然のは度用 ・ なが、改事 ・ は域ののない境が域象がでいるい境を ・ かった ・ 別でないののではでいると ・ でいる。 ・ いいる。 ・ でいる。 ・ いいる。 ・ いいる。
文化財及び埋蔵文化財包蔵地	鉄道施設(地表 式又は掘割式) の存在及び鉄道 施設(嵩上式)の 存在	一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は基本的な手法並びに文化財にあってはその区分イ文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況。調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域対象鉄道事業実施区域及びその周辺の区域四調査地点文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に担握できる地点 五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地が設置できる地点	一
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既 存の工作物の除 去		<ul><li>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生の 状況の把握</li><li>二 予測地域 対象鉄道事業実施区 域</li><li>三 予測対象時期等 工事期間</li></ul>

### 別表第十九 標準手法(対象工場事業) (平一二告示四一三・一部改正)

標準	項目	標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
二酸化窒素	建設機械の稼働	一調査すべき情報 アイ、気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の形況 二酸化窒素環境基準に規定する三の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号限局。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風のの方法及び同号口に規定する風速の観測の方法及び同号口に規定する風速の観測の方法及び同号口に規定する風速の観測の方法を動した。)取は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風速の観測の方法及び同号口に規定する風速の観測の方法及び同号口に規定する風速の観測の方法を配置を整整を受けるおそれがあるとといるといる。	一 二
工場の稼働		一 調査すべき情報 ア 二酸化窒素の濃度の状況 イ 気象の状況 二 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号口に規定する風速の観測の方法	一
二酸化硫黄	工場の稼働	一 調査すべき情報 ア 二酸化硫黄の濃度の状況 イ 気象の状況 コ 変の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化硫黄の濃度の状況 大気汚染環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測 三 調査地域 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間	一 二 性黄けめ の地黄確 ポリース 二性黄けめ の地黄確 ポース 二性黄けめ の地黄確 ポース 一 二 一 二 一 二 二 性

浮遊粒子状物質	工場の稼働 でででである。 ででである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でい。 でいる。	一 調査すべ子状物質の濃度の状況	一 二 三 四 三 四 三 回 □ 二 三 回 □ □ 三 回 □ □ 三 回 □ 三 回 □ 三 回 □ 三 回 □ 三 回 □ 三 回 □ 三 回 □ 三 回 □ 三 □ □ □ □
	切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械の稼働	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	期

存の工作物の除去及び建設機械の稼働	ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 ニ 調査の基本的な手法     文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 電子のに搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域     西西佐搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切か効果的に把握できる地点     可否規の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切が対象に必要な情報を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切	を 大学のでをと 一学のできる 一できる 一でを 一でを 一でを 一でを 一でを 一で 一で 一で 一で 一で 一で 一で 一で 一で 一で
工場の稼働	かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	はないます。 まるる 一

振動	資材及び機械の運搬に用いる重要に関する。	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	一
	切土工等又は既 存の工作物の除 去及び建設機械 の稼働	一 調査すべき情報 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	手解 、踏境が域 性に境き 、工動大なは ちを環れ地 特域環で 等働の既よ響 動え響る をお影る 別作にと かほう が とお影る が なは ちを環れ地 特域環で 等働の既よ響 が 、
	工場の稼働	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 コ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二
悪臭	工場の稼働	一調査すべき情報 ア 悪臭の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(臭気指数については、悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号)第一条の規定により環境大臣が定める方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査区域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調真別拡散の特性を踏まえて調査区域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二

水の濁り	雨水の排水	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 ウ 土質の状況	<ul><li>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊 物質の量の計算又は事 例の引用若しくは解析 二 予測地域</li></ul>
		二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の 状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の 測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整 理及び解析	調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受け
		三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地 域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある と認められる地域 四 調査地点	るおそれがあると認め られる地域 三 予測地点 水域の特性及び水の 濁りの変化の特性を踏
		水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地	まえて予測地域における工事による水の濁り に係る環境影響を的確 に把握できる地点 四 予測対象時期等
	工場の稼働	域における工事による水の濁りに係る環境影響を予測し、 及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握で きる期間、時期及び時間帯 一 調査すべき情報	工事による水の濁り に係る環境影響が最大 となる時期 一 予測の基本的な手法
	工·勿少修側	一 調宜 9 へき 17 報 ア 満度 又は浮遊物質量の状況 (河川にあっては、その調査 時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 二 調査の基本的な手法	一 予例の基本的な子伝 原単位法により浮遊 物質の量の計算又は事 例の引用若しくは解析 二 予測地域
		文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の 状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の 測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整 理及び解析 三 調査地域	調査地域のうち、水 域の特性及び水の濁り の変化の特性を踏まえ て水の濁りに係る環境 影響を受けるおそれが
		水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点	あると認められる地域 三 予測地点 水域の特性及び水の 濁りの変化の特性を踏
		水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地	まえて予測地域における工場の稼働による水 の濁りに係る環境影響 を的確に把握できる地 点
	<b>工旧の位</b> 場	域における工場の稼働による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に 把握できる期間、時期及び時間帯	四 予測対象時期等 工場の稼働が定常状 態になる時期
水の汚れ	工場の稼働	一 調査すべき情報 ア 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査 時における流量の状況を含む。)、湖沼にあっては化学的 酸素要求量の状況 イ 流れの状況 ニ 調査の基本的な手法	<ul><li>一 予測の基本的な手法 原単位法により生物 化学的酸素要求量若し くは化学的酸素要求量 の計算又は事例の引用 若しくは解析</li></ul>
		文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁環境基準に定める生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域	二 予測地域 調査地域のうち、水 域の特性及び水の汚れ の変化の特性を踏まえ て水の汚れに係る環境 影響を受けるおそれが
		一	あると認められる地域 三 予測地点 水域の特性及び水の 汚れの変化の特性を踏 まえて予測地域におけ
		ボ吸の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地	まえくア側地域におりる水の汚れに係る環境 影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等
		が、域の特性及び水の汚れに受えての特性を暗まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	四 工場の稼働が定常状 態になる時期

重要な地形及び地質	工場の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象工場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な 地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するため に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な 地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するため に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及 び時間帯	一
重要な種及び注目すべき生息地	工場の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象工場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、できるととといるといます。 五	大きな注い境をがある。 大きな注い境え析 ちをび係おれ 等特種地では、 をでいる。 をでいる。 をでいる。 では、 をでは、 をでは、 をでは、 では、 をでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
重要な種及び群落	工場の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 ご 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象工場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

地域を特徴づける生態系	工場の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象工場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえてび評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえてきる地点における注目種等に係る環境影響を予測し、とる地点における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
主要な眺望点及び景観資源並引	工場の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報     主要な眺望点の状況     イ 景観資源の状況     ウ 書観音を呼吸を発展である。    ままままままままままままままままままままままままままままままままま	手び分な度用な完ンピク表 ・ で観望を出 ・ で観望を出 ・ で観望を出 ・ で観望を出 ・ ででは、大学の一一名方 ・ ででは、大学の一一名方 ・ ででは、大学の一一名方 ・ ででは、大学の一一名が、でいて、でいて、でのでは、大学の一点である。でいる。 ・ ででは、大学の一大学では、大学の一大学では、大学の一大学では、大学の一大学では、大学の一大学では、大学の一大学では、大学の一大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工場の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用 の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法     文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域     対象工場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点     人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査 地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等     人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

文化財及び埋蔵文化財包蔵地	工場の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 こ 調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域対象工場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び申間帯	一 対象の
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既 存の工作物の除 去		<ul><li>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生の 状況の把握 二 予測地域 二 対象工場事業実施区 域 三 予測対象時期等 工事期間</li></ul>
廃棄物	工場の稼働		一 予測の基本的な手法 工場の稼働に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生の状況の把握 との発生の状況の把握 一 予測地域 対象工場事業実施区域 三 予測対象時期等 工場の稼働が定常状態になる時期
二酸化炭素	工場の稼働		<ul><li>一 予測の基本的な手法 温室効果ガス等の発生の状況の把握</li><li>二 予測地域 対象工場事業実施区域</li><li>三 予測対象時期等工場の稼働が定常状態になる時期</li></ul>

別表第十九の二 標準手法(対象太陽光発電施設置事業)

(令五告示三八八・追加)

標準項目		標準手法		
環境要素の 区分	環境要因の 区分	調査の手法	予測の手法	
二酸化窒素	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 ア 二酸化窒素の濃度の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法と調査地域 三酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおれる地域 三酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一	

#### 粉じん等 資材及び機 調査すべき情報 予測の基本的な手法 械の運搬に 気象の状況 事例の引用又は解析 用いる車両 予測地域 調査の基本的な手法 の運行、切土工等又は 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 調査地域のうち、粉じん等 該情報の整理及び解析 の拡散の特性を踏まえて粉じ 既存の工作 調査地域 ん等に係る環境影響を受ける 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響 物の除去及 おそれがあると認められる地 び建設機械 を受けるおそれがあると認められる地域 兀 調査地点 の稼働 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏 まえて予測地域における粉じ 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん 等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報 を適切かつ効果的に把握できる地点 ん等に係る環境影響を的確に 調査期間等 把握できる地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん 等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報 を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用い る車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去及び建設 機械の稼働による粉じん等に 係る環境影響が最大となる時 資材及び機 調査すべき情報 予測の基本的な手法 騒音 騒音の状況 音の伝搬理論に基づく予測 械の運搬に 用いる車両 式による計算 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道 路の沿道の状況 予測地域 の運行 調査地域のうち、音の伝搬 の特性を踏まえて騒音に係る 環境影響を受けるおそれがあ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況に ついては、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ると認められる地域 調査地域 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるお 音の伝搬の特性を踏まえて それがあると認められる地域 予測地域における騒音に係る 調査地点 環境影響を的確に把握できる 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環 影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ 地点 境影響を予測し、及び評 効果的に把握できる地点 兀 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用い る車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期 調查期間等 ・ 開豆別間守 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環 境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ 効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 予測の基本的な手法 切土工等又 調査すべき情報 は既存の工 騒音の状況 音の伝搬理論に基づく予測 作物の除去 イ 地表面の状況 式による計算 及び施設の 調査の基本的な手法 予測地域 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域のうち、音の伝搬 の特性を踏まえて騒音に係る 環境影響を受けるおそれがあ 稼働 音の伝搬 調査地域 ると認められる地域 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるお それがあると認められる地域 音の伝搬の特性を踏まえて 調査地点 予測地域における騒音に係る 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ 環境影響を的確に把握できる 地点 効果的に把握できる地点 兀 予測対象時期等 調查期間等 切土工等又は既存工作物の 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環 除去による騒音に係る環境影 境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ 効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 響が最大となる時期及び太陽 光発電施設の稼働が定常状態 になる時期 建設機械の 調査すべき情報 予測の基本的な手法 騒音の状況 稼働 音の伝搬理論に基づく予測 イ 式による計算 地表面の状況 調査の基本的な手法 予測地域 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況に 調査地域のうち、音の伝搬 ついては、<u>騒音規制法第十五条第一項</u>の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収 の特性を踏まえて騒音に係る 環境影響を受けるおそれがあ ると認められる地域 集並びに当該情報の整理及び解析 予測地点 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて 予測地域における騒音に係る 環境影響を的確に把握できる 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるお それがあると認められる地域 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ 予測対象時期等 建設機械の稼働による騒音 効果的に把握できる地点 二係る環境影響が最大となる 調査期間等 時期 $\overline{H}$ 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環 境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ 効果的に把握できる期間、時期及び時間帯

振動	資材及び機 械の運搬に 用いる車両 の運行	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
	切土工等又 は既存の工 作物の除去 及び稼働	- 調査すべき情報 地盤の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二
水の濁り	切土工等又 は既存の工 作物の除去 及び施設の 存在	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 ウ 土質の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の 状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理 及び解析 三 調査地域     水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	一
重要な地形及び地質	切土工等又 は既存の除 去、作物の工 道路等び施 置及で在	一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態並びに特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象太陽光発電施設設置事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 一 予測の基本的なび地環についで 更な地形及立環境の引用 工、程度が対域を踏まえた。 でのとは対域のうちまえる。 大きながりでする。 大きながある。 大きなががある。 大きなががある。 大きなががある。 大きなががある。 大きなががある。 大きながが、 大きながが、 大きながが、 大きなが、 、 大きなが、 、 大きなが、 大きなが、 大きなが、 大きなが、 大きなが、 大きなが、 大きなが、 大きなが、 大きなが、 大きなが、 大きなが、 大きなが、 大きなが、 大きなが、 大きなが、 大きなが、 大きなが、 大きなが、

土地の安定性	切土工存の 生工存の 生工存の は作物、工等の 大工等の の工学の	<ul> <li>調査すべき情報 土地の安定性の状況 コ調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象太陽光発電施設設置事業実施区域及びその周辺の区域 調査地点 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</li> </ul>	一 別の基本的になって、 ・ 別の基本性で、 ・ 大生な、 ・ 大きな、 ・ 大
光害(反射光)	施設の存在	一 調査すべき情報 ア 土地の利用状況 イ 地形の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象太陽光発電施設設置事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ 効果的に把握できる地点 五 調査期間等 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ 効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 事例の基本的な手法 一 事例の基本的なは 手側のが域のでは 手のの対域のでは 手のでは 一 事子調査を踏響を ででするが 一 では でできるのでは でできるのでは でできるのでで でできるのでで でできるのでで でできるのでで でできるので でできるので でできるので でできるので でできるので でできるので でできるので でできるので といるので でできるので でできるので でできるので といるので でできるので でできるので でできるので 大となるので といるので にできるので でできるので といるので にできるので といるので にできるので といるので にできるので といるので にできるので といるので にできるので といるので といるので にできるので といるので といるので にできるのが にできるのが といるので といるので にできるのが にできるのが といるので といるので にできるのが といるので といるので にできるのが といるので といるので にできるので といるので といるので といるので といるので といるので にできるのが といるので といる といるので といるので といるので といるので といるので といるので といるので といるので といる といる といる と
重要な種をできまります。	資械用の土既物建稼用設設材のい運工存の設働道置の犯難す、又工去械工等び在が搬車、又工去械工等び在で搬車、又工去械工等が在	一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の 状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される 理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 ご 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当 該情報の整理及び解析 三 対象太陽光発電施設設置事業実施区域及びその周辺の区域	一 きません と 生 を と 息 を と 息 で と 見 を と 見 を と 見 を で と 見 で と で と で と で と で と で と で と で と で
重要な種及び群落	資械用の土既物建稼用設設材が運工存の設働道置の公開車、又工去械工等が存存が、路及存が機に両切は作、の事の施	一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象太陽光発電施設設置事業実施区域及びその周辺の区域 西	一 大田 を

地域を特徴付える生態	資械用の土既物建稼用設設材のい運工存の設働道置のび搬車、又工去械工等の存機、路及存が場所でするでは、の事の施	一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境を表しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象光発電施設設置事業実施区域及びその周辺の区域 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、きる地点又は経路 五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等     動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる、地点又は経路     可動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、きる期間、時期及び時間帯	一 発表 では、
主点資主景をびが眺望観に望	施設の存在	一 調査すべき情報     主要な眺望点の状況     イ 景観資源の状況     う 主要な眺望景観の状況     う 調査の基本的な手法     文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当     該情報の整理及び解析     三 調査地域     主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域     四	一
主要なとのの場	資材及び機 械の運搬に 両の を設めて を設めて を表する を表する を表する を表する を表する を表する を表する を表する	一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の	一 大学 と は と は と と る あ と 性 と る あ と 性 と る あ と に で と 性 と る あ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ
文化財及び埋蔵地	切土工存の は既物の工 作去、路野び施 の下事の で存在	一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 こ 調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象太陽光発電施設設置事業実施区域及びその周辺の区域 政化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測したる文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測したきる地点	一 予測の基本では、 ・ 文には、 ・ 文にいる。 ・ 文にいる。 ・ 文にのでは、 ・ 大きなが、、は、 ・ 大きなが、、は、 ・ 大きなが、、は、 ・ 大きができるが、、は、 ・ は、 ・ は、 、 は、 ・ は、 、

### 奈良県環境影響評価技術指針

建設工事に伴う副産物	切土工等又 は既存の工 作物の除去	<ul><li>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種 類ごとの発生の状況の把握</li><li>二 予測地域 対象太陽光発電施設設置事 業実施区域</li><li>三 予測対象時期等 工事期間</li></ul>
廃棄物	施設の存在	一 予測の基本的な手法 対象太陽光発電施設における事業活動に伴い発生の発生の状況 る事等種類ごとの発生の状況 の把握 一 予線大器電施設設置 一 予線大器電施設設置 第一 対象大路 第一 対象大陽光系電施設の期間 一 対象大陽光系をである。 一 で働対象大陽光系をである。 一 で働対象大陽光系をである。 一 でもいる。 一 では、 一 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

## 別表第二十 標準手法(対象最終処分場事業)

(平一二告示一九九・平一二告示四一三・一部改正)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分 影響	要因の区分	調査の手法	予測の手法
及び身	物産和で、大学のでは、まましい。 これ	一調査すべき情報 アニ酸化窒素の濃度の状況 イ気象の状況 二調査の基本的な手法 分献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 アニ酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 イ風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 調査地域 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間	一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一
粉じん等最終処置のコ	処分場の設 工事	一 調査すべき情報 ア 粉じん等の状況 イ 気象の状況 ス 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一二 じ踏るそる 性にる場所を指摘を係おれ 特域係把 等けめ 散測等確 等じが がをお環で予工係な があるる を がい ち特等けめ が かってじを点時ると かってじを点時る影 が がったい ち特等けめ が がったい ちちが響る 点等え粉響地象よ境が域側で踏るそる ができる がったい がい ちちゅう がん

_		宗民県東央影響評価技術指針	
	廃棄物の埋立て 及び廃棄物の埋立て 放下の運行	一 調査すべき情報 ア 粉じん等の状況 イ 気象の状況 コ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二 で踏るそる 性にる場所を係おれ 特域係把 野豚の地地ので影あ 地んまる影る対処態 を のてじを点時場のの地地ので影あ 地んまる影る対処をを が ち特等けめ 散測等確 等稼労をおり返れ ち特等けめ 散測等確 等稼労をおいる ちちのん 受認 拡予ん的 期のる がを がったい ちちが かんきん の地にに かい ちちが かんきん がい ちが がん
騒音	最終処分場の設置の工事	一 調査すべき情報 解音の状況 イ 地表面の状況 地表面の状況 地表面の状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関するる。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 語査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二 音え響る 踏け響地 切作にと まるを点 四 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一
	廃棄物の埋立て 及び廃棄物の搬 入に用いる車両 の運行	一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 ウ 廃棄物の搬入に用いる車両の運行が予想される道路の 沿道の状況 立 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(廃棄物の搬入 に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の 方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点	一

振動	最終処分場の設置の工事	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(工事用の資材 及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿 道における振動の状況については、振動規制法施行規則別 表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法によるもの とする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査助に伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の発生の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 イ
	廃棄物の埋立て 及び廃棄物の車 入に用い 運行	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(廃棄物の搬入 に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動 の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び 7に規定する振動の測定の方法によるものとする。)の収集 並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受け るおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
悪臭	廃棄物の埋立て	一 調査すべき情報 ア 悪臭の状況 イ 気象の状況 イ 気象の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(臭気指数については、悪臭防止法施行規則第一条の規定により環境大臣が定める方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

水の濁り	最終処分場の設	一 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
71 × 1-0 >	置の工事	ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査 時における流量の状況を含む。)	原単位法により浮遊 物質の量の計算又は事
		│ イ 流れの状況   ウ 土質の状況  二 調査の基本的な手法	例の引用若しくは解析 ニー 予測地域
		調査の基本的な子伝 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の 状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の	調査地域のうち、水 域の特性及び水の濁り の変化の特性を踏まえ
		測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	て土砂による水の濁りに係る環境影響を受け
		三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地	るおそれがあると認められる地域
		域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある と認められる地域	三 予測地点 水域の特性及び水の
		四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地	濁りの変化の特性を踏 まえて予測地域におけ
		域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	る工事による水の濁りに係る環境影響を的確
		五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地 域における工事による水の濁りに係る環境影響を予測し、	に把握できる地点 四 予測対象時期等 工事による水の濁り
		及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握で きる期間、時期及び時間帯	工事による小の個り に係る環境影響が最大 となる時期
	廃棄物の埋立て	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査	<ul><li>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊</li></ul>
		時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 二 調査の基本的な手法	物質の量の計算又は事 例の引用若しくは解析 二 予測地域
		文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の 状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の	調査地域のうち、水 域の特性及び水の濁り
		測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整 理及び解析	の変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境
		三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地 域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある	影響を受けるおそれが あると認められる地域 三 予測地点
		と認められる地域 四 調査地点	一 水域の特性及び水の 濁りの変化の特性を踏
		水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価す	まえて予測地域におけ る廃棄物の埋立てによ
		るために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等	る水の濁りに係る環境 影響を的確に把握でき
		水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における廃棄物の埋立てによる水の濁りに係る環境影響なる測し、みずる無力なの効果	る地点 四 予測対象時期等 最終処分場の稼働が
		を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果 的に把握できる期間、時期及び時間帯	定常状態になる時期
水の汚れ	在及び廃棄物の	一 調査すべき情報 ア 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査	一 予測の基本的な手法 原単位法により生物
	埋立て	時における流量の状況を含む。)、湖沼にあっては化学的 酸素要求量の状況 イ 流れの状況	化学的酸素要求量又は 化学的酸素要求量の計 算又は事例の引用若し
			対象
		素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚 濁環境基準に定める生物化学的酸素要求量及び化学的酸素	調査地域のうち、水 域の特性及び水の汚れ
		要求量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該 情報の整理及び解析	の変化の特性を踏まえ て水の汚れに係る環境
		三調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地 はなかはなれる流れなどのである。	影響を受けるおそれがあると認められる地域
		域における水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある と認められる地域 四 調査地点	三 予測地点   水域の特性及び水の   汚れの変化の特性を踏
		水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価す	まえて予測地域における水の汚れに係る環境
		るために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等	影響を的確に把握でき る地点
		水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するなおはない悪な様型なる場合を開始に無場できる。	四 予測対象時期等 最終処分場の稼働が
		るために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、 時期及び時間帯	定常状態になる時期

ダイオキシン類	在	一 調査すべき情報 ダイオキシン類による水質の汚濁の状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(ダイオキシン類による水質の汚濁の状況については、ダイオキシン類による水質の汚濁の状況につい土壌の汚染に係る環境基準(以下「ダイオキシン類環境基準」という。)に出該情報の型で方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 本理及び解析 三 本	一 二
	廃棄物の埋立て	一 調査すべき情報 ダイオキシン類による水質の汚濁の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(ダイオキシン類環境基準による水質の汚濁の状況については、ダイオキシン類環境基準に規定する量の測定方法によるものとする。)の収集並びに当地域 本域に当地域 本域の特性及びダイオキシン類による水質の汚濁の変化の特性を踏まえて調査地域におけるおそれがある地域 の特性を踏まえて調境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 水域の特性及びダイオキシン類による水質の汚濁の変化の特性を踏まえて調境影響を予測し、及び所濁による水質の汚濁による水質の汚濁による水質の特性を踏まえて調査地域におけるが正式できる地に 五 調査期間等 水域の特性及びダイオキシン類による水質の汚濁によるに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 が域の特性及びダイオキシン類による水質の汚濁によるが質の特性を踏まえて調査が変化の特性を踏まえて調査による水質の汚濁による水質の方面でよめに対するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三
重要な地形及び地質	最終処分場の存在	一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

重要な種及び注	最終処分場の設	一 調査すべき情報	一 予測の基本的な手法
里女は怪及い住民日本べき生息地	置の場合では 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で	ア せきつい動物、鳥類、昆虫その他の主な陸生動物及び 主な水生動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種 及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種 及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価 するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期 し、及び評価 するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期 し、みて評価 まるために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期 間、時期及び時間帯	を で が で が で が で の の で の の の の で の の の の で の の の の の の の の の の の の の
重要な種及び群落	最終処分場の設置の分場の表別の一場の一場の一場の一場の一場の一場の一場の一場の一場の一場の一場の一場の一場の	一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に関する植物相及び植生の 状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況並びに生育環境 の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における 重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価する ために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は 経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における 重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価する ために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 では、
地域を特徴づける生態系	最終処分場の設置の工事、存在の工事、存在の工事、存在の場のでである。	一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握さる期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

主要な眺望点及びままで表観資源がに主要な眺望景観	最終処分場の存在	一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況 三 変な地望景観の状況 三 武献そのの資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の区域 四 景観資源並はに主要な眺望点及び景観資源が出まる。 正 景観資源が出まるでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	一
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	最終処分場の設置の分場の表表の工場の分場のでである。存在地のでである。	一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用 の状況及び利用環境の状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報を理及び解析 調力象最終処分場事業実施区域及びその周辺の区域 四 対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の区域 四 対象最終処分場事業に区域及びその周辺の区域	一
文化財及び埋蔵文化財包蔵地	最終処分場の存在	一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 こ 調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域対象最終処分場事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び申間帯	一
建設工事に伴う副産物	最終処分場の設 置の工事		<ul><li>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生の 状況の把握</li><li>二 予測地域 対象最終処分場事業 実施区域</li><li>三 予測対象時期等 工事期間</li></ul>

# 別表第二十一 標準手法(対象焼却施設事業)

(平一二告示一九九・平一二告示四一三・一部改正)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
二酸化窒素	焼却場の稼働及 の稼働を で の で の で の で 用 で に に 行	一 調査すべき情報 ア 二酸化窒素の濃度の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限定する風の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法と 画査地域 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間	一 ア イ
二酸化硫黄	焼却場の稼働	一 調査すべき情報 ア 二酸化硫黄の濃度の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化硫黄の濃度の状況 大気汚染環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に関定する風)の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法とび同号ロに規定する風速の観測の方法とび同号ロに規定する風速の観測の方法とび同号ロに規定する風速の観測の方法。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法。 正酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間	一 予測の基本式算 の基本式算 ・ プルよる対域 ・ おいて、 大神硫 では、 大神硫 では、 大神硫 では、
浮遊粒子状物質	焼却場の稼働	一 調査すべき情報 ア 浮遊粒子状物質の濃度の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に関定する風の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 画の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 調査地域 浮透粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	一

粉じん等	資材及び機械の 運搬に用いる 両の運行	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二
	切土工等又は既 存の工作物の除 去及び建設機械 の稼働	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 制造に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉さな情報を適切かで対象と記述を表して調査地点 五 制造に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な 情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	手解 、性にるら の地にに 存建環時 のが表示である 大は ち特等けめ 散測等確 等既びるる は ち特等けめ 散測等確 等既びるる がなは ち特等けめ 放子ん的 期は及係をと のでは ち特等が 地んまえ かったい 明は及係を がった
	廃棄物の搬入に 用いる車両の運 行	一 調査すべき情報 ア 粉じん等の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 制造人等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉で、高速をでは、一人等のをでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大の	一 二 でいる では、
ダイオキシン類	焼却場の稼働	一 調査すべき情報 ダイオキシン類による大気の汚染の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(ダイオキシン 類による大気の汚染の状況については、ダイオキシン類環 境基準に規定する量の測定方法によるものとする。)の収集 並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 ダイオキシン類の拡散の特性を踏まえて調査地域におけるダイオキシン類による大気の汚染に係る環境影響を受けるおされがある地域 四 ダイオキシン類の拡散の特性を踏まえて調査地域におけるダイオキシン類による大気の汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一日以上	一 二

		示以朱·朱·允欣音·广顺[文][[1][1][[1]	
騒音	資材及び機械の 運搬に用いる 画の運行	一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予測される 道路の沿道の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況に ついては、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用 いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解	一 二 音え響る 踏け響地 搬に影 音え響る 踏け響地 機に影 できる できる できる かん かいこう かい
	切土工等又は既 存の工作物の除 去及び建設機械 の稼働	環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯  一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域	よる話した。 素が最大と本理は、 を主要が、 を主要が、 を主要が、 を主要が、 を主要が、 を主要が、 を主要が、 を主要が、 を主要が、 を主要が、 のに式で、 のに式で、 のに式で、 のには、 のには、 のでいる。 でい。 でいる。 でい
		音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	音の伝搬の特性を踏まえて予順の場合で表現で表現地でで表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表
	焼却場の稼働	一 調査すべき事項 騒音の状況 三 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 画査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等	調査地域のう踏影の 調査地域の特性環境を の保証の係るので を受けるので を受けるので を受けるので を認められる地域 を認められる地域 をので をので をので をで をがしばで をがして をがしばで をがして をがしまる。 をはまる。 をはまる。 をはまる。 をはまる。 をはまる。 をはまる。 とといる。 に、といる。 に、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と
	廃棄物の搬入に 用いる車両の運 行	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯  一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 廃棄物の搬入に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(廃棄物の搬入に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受ける	四
		音が伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 騒音の発生の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	またてア側地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常 状態になる時期

振動	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並ご調査地域	一
	切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械の稼働	一 調査すべき情報 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	をはいる。 をはいる。 がいなは、 がいなは、 をはいる。 がいなは、 をはいる。 がいなは、 を解し、 を解し、 を解し、 をののの地地をでいる。 がいる。 をでいる。 がいずいで、 をでいる。 がいででをとう。 をでいる。 がいででいる。 がいででいる。 がいででいる。 がいででいる。 がいででいる。 がいででいる。 がいででいる。 がいででいる。 がいででいる。 がいででいる。 がいででいる。 がいででいる。 がいでいる。 がいでいる。 がいでいる。 がいでいる。 がいでいる。 がいでいる。 がいでいる。 がいでいる。 がいでいる。 がいでいる。 がいでいる。 がいでいる。 がいでいる。 がいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でい。
	焼却場の稼働	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二 数字の 一 二 数字の 一 二 数字の 一 二 数字 手解 、

-		示及乐垛况於書計恤权侧拍到	
	廃棄物の搬入に 用いる車両の運 行	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(廃棄物の搬入 に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動 の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び 7に規定する振動の測定の方法によるものとする。)の収集 並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受け るおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
悪臭	焼却場の稼働	一 調査すべき情報 ア 悪臭の状況 イ 気象の状況 コ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(臭気指数については、悪臭防止法施行規則第一条の規定により環境大臣が定める方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点  五 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	一 二
水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 ウ 土質の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等	一 物例 域のでにるら 濁まるにに 四 にと が例 域のでにるら 濁まるにに かり又は ちの踏のをと び性にのを点等のが がり又は ちの踏のをと び性にのを点等のが がりている影あ は いのが は のが性る影あ は で がり で は ちの踏のをと が性にのを が が が が が が が が が が が が が が が が が が が

1			
	焼却場の稼働	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査 時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 二 調査の基本的な手法	<ul><li>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊 物質の量の計算又は事 例の引用若しくは解析 二 予測地域</li></ul>
		文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の 状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の 測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整 理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地	調査地域のうち、水 域の特性及び水の濁り の変化の特性を踏まえ て水の濁りに係る環境 影響を受けるおそれが あると認められる地域
		域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	三 予測地点 水域の特性及び水の 濁りの変化の特性を踏 まえて予測地域におけ る焼却場の稼働による 水の濁りに係る環境影
		五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における焼却場の稼働による水の濁りに係る環境影響を 予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的 に把握できる期間、時期及び時間帯	響を的確に把握できる 地点 四 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常 状態になる時期
水の汚れ	焼却場の稼働	一 調査すべき情報 ア 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査 時における流量の状況を含む。)、湖沼にあっては化学的 酸素要求量の状況 イ 流れの状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸	<ul><li>一 予測の基本的な手法 原単位法により生物 化学的酸素要求量若し くは化学的酸素要求量 の計算又は事例の引用 若しくは解析 二 予測地域</li></ul>
		素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚 濁環境基準に定める生物化学的酸素要求量及び化学的酸素 要求量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該 情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地 域における水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある	調査地域のうち、水 域の特性及び水の汚れ の変化の特性を踏まえ て水の汚れに係る環境 影響を受けるおそれが あると認められる地域 三 予測地点
		と認められる地域 四 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地 域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価す るために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等	水域の特性及び水の 汚れの変化の特性を踏 まえて予測地域におけ る水の汚れに係る環境 影響を的確に把握でき る地点
		水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	四 予測対象時期等 焼却場の稼働が定常 状態になる時期
重要な地形及び地質	焼却場の存在	<ul><li>一調査すべき情報</li><li>ア 地形及び地質の概況</li><li>イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</li><li>二 調査の基本的な手法</li><li>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに</li><li>当該情報の整理及び解析</li><li>三 調査地域</li></ul>	<ul><li>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質 について、分布又は成 立環境の改変の程度を 踏まえた事例の引用又 は解析 二 予測地域</li></ul>
		対象焼却施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な 地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するため に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等	調査地域のうち、地 形及び地質の特性を踏 まえて重要な地形及び 地質に係る環境影響を 受けるおそれがあると 認められる地域
		地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な 地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するため に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及 び時間帯	三 予測時期等 地形及び地質の特性 を踏まえて重要な地形 及び地質に係る環境影 響を的確に把握できる 時期

ダイオキシン類	焼却場の稼働	一 調査すべき情報 ダイオキシン類による土壌の汚染の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(ダイオキシン 類による土壌の汚染の状況については、ダイオキシン類環 境基準に規定する量の測定方法によるものとする。)の収集 並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象焼却施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 ダイオキシン類の拡散の特性を踏まえて調査地域におけるダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 ダイオキシン類による土壌の汚染の変化の特性を踏まえて調査地域における焼却場の稼働によるダイオキシン類による土壌の汚染の変化の特性を踏まえて調査地域における焼却場の稼働によるダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一二 一
重要な種及び注目すべき生息地	焼却場の存在	一 調査すべき情報 ア せきつい動物、鳥類、昆虫その他の主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 ご調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象焼却施設事業実施区域及びその周辺の区域 調動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、みて評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
重要な種及び群落	焼却場の存在	一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に関する植物相及び植生の 状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の 状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象焼却施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における 重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価する ために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は 経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における 重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価する ために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

地域を特徴づける生態系	焼却場の存在	一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域対象焼却施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動する地域における注目種等の特性を踏まえ及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえてが評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
主要な眺望点を び景観資源並引 に主要な眺望景 観	焼却場の存在	一 調査すべき情報    主要な眺望点の状況    イ 景観資源の状況    ・	一
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	焼却場の存在	一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用 の状況及び利用環境の状況  調査の基本的な手法     文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象焼却施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等     人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

### 奈良県環境影響評価技術指針

	11.1510 1.1	and the second s	- New New New New New -
文化財及び埋蔵文化財包蔵地	焼却場の存在	一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分イ文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況	一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既 存の工作物の除 去		<ul><li>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生の 状況の把握 一 予測地域 対象焼却施設事業実 施区域 三 予測対象時期等 工事期間</li></ul>
廃棄物	焼却場の稼働		一 予測の基本的に 原生する解析の 発生する発生の 発生する発生の 発生の発生の 発生の発生の 選 予測地域 対象焼却施設事業 施区域 三 予測対場の 時期場が見込 まれる時期

別表第二十二 標準手法(対象し尿処理施設事業) (平一二告示四一三・一部改正)

標準項目 標準手法 環境要素の区分 影響要因の区分 調査の手法 予測の手法 調査すべき情報 予測の基本的な手法 二酸化窒素 廃棄物の搬入に 用いる車両の運 二酸化窒素の濃度の状況 事例の引用又は解析 気象の状況 予測地域 行 調査の基本的な手法 調査地域のうち、 神宮地域のりら、一酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 アニ酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素環境基準に規定 する二酸化窒素の濃度の測定の方法 風の状況 気象業務法施行規則第 -条の二の表第一号 予測地点 トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号口に規定する風速の観測の方法及び同号口に規定する風速の観測の方法 二酸化窒素の拡散の 特性を踏まえて予測地 域における二酸化窒素 調査地域 に係る環境影響を的確 に把握できる地点予測対象時期等 酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環 境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 し尿処理施設の稼働 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 が定常状態になる時期 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間

粉じん等	資材及び機械の 運搬に用い で で で で で で で で の 運 行	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 割査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二 で踏るそる 性にる握 等の運係ない ち特等けめ 散測等確 等の運係ないと ちちい カーニ で踏るそる 性にる握 によ境期 しい
	切土工等又は既 存の工作物の除 去及び建設機械 の稼働	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二
	廃棄物の搬入に 用いる車両の運 行	一 調査すべき情報 ア 粉じん等の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点     粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等     粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉な信報を適切かつ効果的に把握できる地点     おいちのないでは、及び評価でいるために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	手解 、性にるら の地にに
騒音	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行	一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される 道路の沿道の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況に ついては、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用 いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解 析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切 かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切 かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 二 一

	奈良県環境影響評価技術指針	
切土工等又は既存の工作物の除去及び建設機械 の稼働	一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、 <u>騒音規制法第十五条第一項</u> の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一一 二
し尿処理施設の稼働	一 調査すべき事項 騒音の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況に ついては、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用 いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解  「調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
廃棄物の搬入に 用いる車両の運 行	一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 ウ 廃棄物の搬入に用いる車両の運行が予想される道路の 沿道の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(廃棄物の搬入 に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の 方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び 解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地域 四	一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一

振動	資材及び機械の 運搬に用いる 画の運行	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおおされがあると認められる地域 四 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
	切土工等又は既 存の工作物の除 去及び建設機械 の稼働	一 調査すべき情報 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二
	し尿処理施設の稼働	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 コ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおおそれがあると認められる地域 四 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期直、最動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二
	廃棄物の搬入に 用いる車両の運 行	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(廃棄物の搬入 に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び 7に規定する振動の測定の方法によるものとする。)の収集 並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

悪臭	し尿処理施設の 稼働及び廃棄いる の搬入に用い 車両の運行	一調査すべき情報 アイ気象の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(臭気指数については、悪臭防止法施行規則第一条の規定により環境大臣が定める方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおきと認められる地域 四 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二
水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去	一調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 ウ 土質の状況 土質の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の 状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の 表でが解析 三 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域 域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると とと認められる地域 四 減重地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域と認められる地域 における水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域と認められる地域における水の濁りの変化の特性を踏まえて調査が 域における水の濁りの変化の特性を踏まえて調価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調価が なにおける工事による水の濁りの変化の特性を踏まえて調価が はにおける工事による水の濁りの変化の特性を踏まえて調価が はにおける工事による水の濁りの変化の特性を踏まえて調であるために必要な情報を適切かつ効果的に把握で 域における工事による水の濁りの変化の特性を踏まる下測し、 及び評価するためで時間帯	一
	し尿処理施設の稼働	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況  調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の	一

水の汚れ	し尿処理施設の稼働	一 調査すべき情報 ア 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 イ 流れの状況 コ 調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量をでに当該情報を必要を受けるおそれがあると認められる地域	一
重要な地形及び地質	し尿処理施設の存在	一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象し尿処理施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
重要な種及び注目すべき生息地	し尿処理施設の存在	一調査すべき情報 アせきつい動物、鳥類、昆虫その他の主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況 イ重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 こ 対献をの整理及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域 対象し尿処理施設事業実施区域及びその周辺の区域 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 エ 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種のするために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種ので注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

	1	•	
重要な種及び群落	し尿処理施設の存在	一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に関する植物相及び植生の 状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況並びに生育環境 の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象し尿処理施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における 重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価する ために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は 経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における 重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価する ために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時 期及び時間帯	一
地域を特徴づける生態系	し尿処理施設の 存在	一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象し尿処理施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に担理できる地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	し尿処理施設の存在	一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況 ご 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象し尿処理施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源が正するために必要な情報を適切かつ効果的に担握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び景観資源がでに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

### 奈良県環境影響評価技術指針

		示以朱紫况於音計[[[]]又則]日則	
主要な人と自然との触が場	し尿処理施設の存在	一調査すべき情報 アーと自然との触れ合いの活動の場の研況 イー主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 当該情報の整理及び解析 三調査地域 対象し尿処理施設事業実施区域及びその周辺の区域 四調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査係適切が合うをできる地域においる主要な人と自然との触れ合いの海間に必要な情報を適切かつ対間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調である環境影響を予測し、できる地点 五の強制における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査をしたおける主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査係適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
文化財及び埋蔵文化財包蔵地	し尿処理施設の存在	一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 こ 調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域対象し尿処理施設事業実施区域及びその周辺の区域四調査地点文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に担定できる地点 五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び増蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域におりる文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域におりまする。	一 大包をと 化ま文境き 大路 で 大田 大包をと
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既 存の工作物の除 去		<ul><li>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生の 状況の把握</li><li>二 予測地域 対象し尿処理施設事 業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間</li></ul>
廃棄物	し尿処理施設の 稼働		一 予測の基本的の基本的 ま物 に伴う廃処理物の を

# 別表第二十三 標準手法(対象スポーツ又はレクリエーション施設事業)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法

粉じん等	資材及び機械の 運搬に用いる 両の運行	- 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等のがでいるのではできる地点 5 別でいるのでは、これで評価であために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二
	建設機械の稼働	- 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二 でいると では、
騒音	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行	一 調査すべき情報     ア 騒音の状況     イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される     道路の沿道の状況     二 調査の基本的な手法     文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況に	一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づ く予測式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、音
		ついては、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 電の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	て騒音に係る環境影響

	スポーツ又はレクリエーション施設の供用	- 調査すべき情報 騒音の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切 かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切 かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切 かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 一 二 一 一 一 二 一
振動	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 コ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおされがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	が 一
	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおったがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二
	スポーツ又はレ クリエーション 施設の供用	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二

水の濁り	雨水の排水	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 ウ 土質の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域     水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域    水域の特性及び水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域    退調査地点    水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
水の汚れ	スポーツ又はレクリショ施設の供用	一調査すべき情報 ア 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 イ 満れの状況 コ 調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁環境基準に定める生物化学的酸素要求量及び化学的酸当該情報の整理及び解析 三	一
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態並びに特性 二 調査の基本的な手法     文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域     対象スポーツ又はレクリエーション施設事業実施区域及 びその周辺の区域 四 調査地点     地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するため に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等     地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するため に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点     地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するため に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及 び時間帯	一手地は度用 、を及響る 特地境き がま地は度用 、を及響る がび又程別 ち性形影あ 等のなでのた 地地域質要るそる象びてににででいる。 はなび、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが

重要な種及び注目すべき生息地	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象スポーツ又はレクリエーション施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	一
		又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種 及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価 するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期 間、時期及び時間帯	踏まえて重要な種及び 注目すべき生息地に係 る環境影響を的確に把 握できる時期
重要な種及び群落	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況並びに生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象スポーツ又はレクリエーション施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び辞なに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は と 調査期間等	一 では、
地域を特徴づける生態系	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象スポーツ又はレクリエーション施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査期間等 動植物をかしために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

主要な眺望点及び宗観の変形では、というでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	敷地の存在(土 地の改変)及び 工作物の存在	一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況 立 武者本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 請観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源がでに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できカ期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望点及び景観資源が立びに主要な眺望点及び景観資源が立びに主要な眺望点及び景観資源がでに主要な眺望点及び景観資源がでに主要な眺望点及び景観資源がでに主要な眺望点及び景観資源がでにませばにがあるまでありませがである。	一
主要な人と自然と自然と高いの活動の場	敷地の存在(土 地の改変)及び 工作物の存在	一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用 の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象スポーツ又はレクリエーション施設事業実施区域及 びその周辺の区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査的との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査がから関係を環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
文化財及び埋蔵文化財包蔵地	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象スポーツ又はレクリエーション施設事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域におけている。	一

### 奈良県環境影響評価技術指針

建設工事に伴う副産物	造成工事	<ul><li>一 予測の基本的な手法 建ないる事態を 事にとの発生の 状況の把握 、</li></ul>
廃棄物	スポーツ又はレ クリエーション 施設の供用	一 一 が 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大

### 別表第二十四 標準手法(対象土地区画整理事業)

標準	項目	標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	資材及び機械の 運搬に用い 面の運行	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、び評価するために必要な 情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要は がじん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために時間帯 粉である。現代を表現し、の時間である。 1 に解するのは、1 に対しています。 1 に解するために必要は 1 に解するために必要は 1 に解するの状態の特性を踏まるのでは、1 に対しています。 1 に解するために必要な 1 に解するために必要は 1 に解するために必要は 1 に解するために必要は 1 に解するために必要は 1 に解すると認めに必要は 1 に解するために必要は 1 に解すると認めに必要は 1 に解すると認めに必要は 1 に解すると認めに必要は 1 に解するために必要は 1 に解すると認めに必要は 1 に解すると認めに 1 に解すると認めに 1 に解すると認めに 1 に解すると認めに 1 に解すると 1 に解する 1	手解 、性にるら の地にに 運行るる をは ち特等けめ 散測等症 等のがしたい かいまる影る対及るじが 関別側査等え境が域測じ踏け境き測材い粉響 あり うのん受認 拡予ん的 期機のにと かてじを点時でする 点等え粉響地象び車ん最 かまる がしまる影る対及るじが 動別等症 等の運係な 地んまる影る対及るじが 動物では ち特等けめ 散測等症 等の運係な 大は ち特等けめ 散測等症 等の過程である にいる しい がい がい しょう はい かい しょう はい かい はい はい かい はい はい はい はい ない はい
	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二 で踏るそる 性にる握 の地にに に環期 がを係おれ 特域係把 よ境期 がを係おれ 特域係把 よ境期 がを係る と のでじを点時のにと が要る 点等え粉響地象械等大事予調んま環れ地予粉をお環で予建粉でにと が変い がした が変い がした がった がった がった がった がった がった がった がった がった がっ

騒音	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行	一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される 道路の沿道の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況に ついては、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用 いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解 析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受ける	一
		おそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切 かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切	まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影
		かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	響が最大となる時期
	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 イ 地表面の状況 二 調査の基本的な手法     文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域	一
		音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域四調査地点音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点五調査期間等音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 ア測対象時期等 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期
振動	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 コ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
	建設機械の稼働	一 調査すべき情報     地盤の状況 二 調査の基本的な手法     文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域     振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点     振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等     振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	手解 、踏境が域 性に境き 事予調のでをと予振まるを 事予調のでをと予振まるを 事予調のでをと予振まるを 事予調のでをと予振まるを 事予調のでをと予振まるを 事予調のでをと予振まるを 事を環れ地 特域環で 等働境期 が域 性に境き の地る握 期稼環時のるる が域で 等働境期 を対象が をお影る とを影る とをいる。 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、

水の濁り	雨水の排水	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 ウ 土質の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域     水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域     水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四	一
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象土地区画整理事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な 地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するため に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な 地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するため に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及 び時間帯	一
重要な種及び注目すべき生息地	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象土地区画整理事業実施区域及びその周辺の区域	一 では、改事 動ま目環れ地 をび係把 ます、改事 動ま目環れ地 をび係把 かびつ環ま解 う性及にるら 期のな息は度用地区息要生をと 対のてべ影あ 野生工程引測査生重き響る 対のてべ影あ 特息要生をと 対のてべ影あ 神息要生をと 対のてべ影る 神りのな息が域 の特種地けめ 時息要生を期 かえず境き かん いい いい かん いい かん いい いい かん いい いい かん いい いい かん いい

重要な種及び群落	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種並びに群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 三 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象土地区画整理事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	手落生を又 、のな境が域 植重る程 神要な、改事 地地育ま落けるのののでで、おりでで、おりでで、おりがでで、いるでで、おいまで、のな境がが はずるととで、で、のな境がが は重るととで、で、のな境がが は重るととで、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で
地域を特徴づける生態系	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象土地区画整理事業実施区域及びその周辺の区域 四 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査期間等 し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
主要な眺望点及び景観資源並景観で記主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)及び構造物の存在	一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況 ご 調査の基本的な手法 文献そのの資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域に係る環境影響を予測し、みび評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る東な眺望点及び景観資源がでに主要な眺望点とび景観資源がでに主要な眺望点とび景観資源がでに主要な眺望景観に係る東境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

主要な人と自然と自然の動の場	敷地の存在(土地の改変)及でである。 地ので変)存在 構造物の存在	一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用 の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その整理及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象土地区画整理事業実施区域及びその周辺の区域 四 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査を追求との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査係適切かつ対関できる地点 五 地域における主要な人と自然との触れ合いの悪い情報を適切かつ対関にある地点 五 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査を引かる対別間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査がある環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
文化財及び埋蔵文化財包蔵地	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分イ文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 こ 調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域対象土地区画整理事業実施区域及びその周辺の区域四調査地点文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に担よける文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び時間帯	一 大をと
建設工事に伴う副産物	造成工事		<ul><li>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生の 状況の把握</li><li>二 予測地域 対象土地区画整理事 業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間</li></ul>

## 別表第二十五 標準手法(対象住宅団地造成事業)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	資材及び機械の 運搬に用いる 両の運行	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な も、み等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二 で

		示: 次元·宋·允尔/首叶 ⅢJX N] 日到	
	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、できる地点 も 調査別の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二
騒音	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行	一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される 道路の沿道の状況 こ 調査の基本的な手法     文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況に ついては、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点     音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	法づ 音え響る 踏け響地 搬に影響 できたい でんと まいま がい はいま かい でんしょ かい
	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関するる。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期直、時期及び時間帯	一

振動	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二
水の濁り	雨水の排水	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 ウ 土質の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域     水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 満査地点     水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等     水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における工事による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

•			
	生活排水の発生	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査 時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 二 調査の基本的な手法	<ul><li>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊 物質の量の計算又は事 例の引用若しくは解析 二 予測地域</li></ul>
		文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の 状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の 測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整 理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地	一 調査地域のうち、水 調査地域のうち、水 域の特性及び水の濁られる の変化の濁りに係る環境 影響を受けるおそれが あると認められる地域
		域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 エ 悪な 思想な	三 予測地点 水域の特性及び水の 濁りの変化の特性を踏 まえて予測地域におけ る生活排水の発生によ る水の濁りになります。
		五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における生活排水の発生による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 住宅団地の供用が見 込める時期
水の汚れ	生活排水の発生	一 調査すべき情報 ア 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 イ 流れの状況 コ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 減少特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域、水域の特性及び水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域における水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点五調査期間等	一
		水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、 時期及び時間帯	四 予測対象時期等 住宅団地の供用が見 込める時期
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法	一

重要な種及び注目すべき生息地	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象住宅団地造成事業実施区域及びその周辺の区域	大きな 手目てのた 、踏注るそる 別要生又程引測査生重き響る 別要生又程引測査生重き響る 別要生又程引測査生重き響る 別のな息は度用地地息要生をと 対のてべ影る 手直き布のの予調のてべ影あ 予重き布のの予調のてべ影あ 予動ま目環で が分変例 、踏注るそる 関のな息的 特種地地確 等特種地確 がのでべ影る 別物えす境き がのでべ影る 別かてで影る 別かえす境き がのででいる。 関のな息的 にといる。 がのででいる。 がのででいる。 がのででいる。 がのででいる。 がいる。 のいる。 がい。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がし。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がい。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がしる。 がい。 がいる。 がし。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 は、 がし。 がし。 が
重要な種及び群落	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況並びに生育環境の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象住宅団地造成事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
地域を特徴づける生態系	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境での状況 環境者しくは生育環境の状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象住宅団地造成事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査期間等 し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

主要な眺望点及び景観資源並得	敷地の存在(土地の改変)及び構造物の存在	一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 主要な眺望景観の状況 三 変をまるの変料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域における主要な眺望点の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握。 五 景観資源価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握調査側特性を踏まえて調査地域に係る主要な眺望点及び景観資評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握の特性を踏まえて調査地域に係る主要な眺望点及び景観資評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)及び構造物の存在	一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用 の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 調力象住宅団地造成事業実施区域及びその周辺の区域 四 過去性点	一
文化財及び埋蔵文化財包蔵地	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分 イ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 こ 調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域対象住宅団地造成事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
建設工事に伴う副産物	造成工事		<ul><li>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生の 状況の把握</li><li>二 予測地域 対象住宅団地造成事 業実施区域</li><li>三 予測対象時期等 工事期間</li></ul>

標準項目		標準手法		
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	
二酸化窒素	工場の稼働	一 調査すべき情報 ア 二酸化窒素の濃度の状況 イ 気象の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号口に規定する風速の観測の方法	一 二 二性素けめ の地素確 ままった 二 一 二 二 性素けめ の地素確 をにるら 特域に保押予工る が 1 二 一 二 二 一 二 二 一 二 二 一 一 二 二 一 一 二 二 一 一 二 二 一 一 二 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一	
二酸化硫黄	工場の稼働	一 調査すべき情報 ア 二酸化硫黄の濃度の状況 イ 気象の状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 二酸化硫黄の濃度の状況 大気汚染環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 こ酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を必点 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間	一 二 性黄けめ の地黄確 エス 二性黄けめ の地黄確 まるら 特域にに アカル ス 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 一 二 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一	
浮遊粒子状物質	工場の稼働	一調査すべき情報 ア 浮遊粒子状物質の濃度の状況 イ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 ア 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 イ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号口に規定する風速の観測の方法 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 評遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	一	

粉じん等	資材及び機械の 運搬に用いる 画の運行	<ul> <li>─ 調査すべき情報 気象の状況</li> <li>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析</li> <li>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> <li>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</li> </ul>	一 二
	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二 で踏るそる 性にると やいにに ま境期の地地の大学にある がなける ちゃく かん
騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される 道路の沿道の状況 ウ 地表面の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解	一

	建設機械の稼働	一 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
	工場の稼働	一 調査すべき事項 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 一 一 二 一
振動	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	一
	建設機械の稼働	- 調査すべき情報 地盤の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二

	工場の稼働	一 調査すべき情報 ア 振動の状況 イ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
水の濁り	雨水の排水	一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況ウ 土質の状況 ウ 土質の状況 二 調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、と認識を対して必要な情報を適切かつ効果的に把握であために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
水の汚れ	工場の稼働	一 調査すべき情報 ア 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査 時における流量の状況を含む。)、湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 イ 流れの状況 コ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 三	一

重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象工業団地造成事業実施区域及びその周辺の区域 四 調形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調質等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
重要な種及び注目すべき生息地	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 こ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象工業団地造成事業実施区域及びその周辺の区域 西 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、できるために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間等     動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	大きな注い境をが 本及に息踏は 本及に息踏は 本及に息踏は 本及に息踏は のな息は度用地地息要生を認 を主動でででである。 を主がすると がびつ環ま解う性及にるら 別では、の特種地けめ 時息要生を割 がびつ環ま解う性及にるら 別のな息がず がのてべ影る 別のな息がず やした がいででいまる。 別のな息がず がいででいまる。 別のな息がする。 別のな息がず がいででいまる。 別のな息がず がいででいまる。 別のな息がず がは、の特種地は のいるとでいます。 のいるとでいるとでいる。 のいるとでいるとでいる。 のいるとでいるとでいる。 のいるとでいるとでいるとでいる。 のいるとでいるとでいるとでいる。 のいるとでいるとでいるとでいる。 のいるとでいるとでいるとでいるとでいるとでいるとでいるとでいるとでいる。 のいるとでいるとでいるとでいるとでいるとでいるとでいるとでいるとでいるとでいるとで
重要な種及び群落	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況並びに生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象工業団地造成事業実施区域及びその周辺の区域 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

地域を特徴づける生態系	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象工業団地造成事業実施区域及びその周辺の区域 四 調植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえてのできる地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえてきる地点又は経路 五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一
主要な眺望点及び景観資源並引に主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)及び構造物の存在	一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況 二 調査の基本的な手法 文献である地域である情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景 観ののでは上握できる地域 四 景観資源並びに主要な眺望点及び景観音がある。	一
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)及び構造物の存在	一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用 の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手程 文での他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象工業団地造成事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査がよける主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査がよりにおける主要な人と自然との触れ合いの活動の場に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

文化財及び埋蔵文化財包蔵地	敷地の存在(土地の改変)	一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況	一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
建設工事に伴う副産物	造成工事		<ul><li>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生の 状況の把握 二 予測地域 対象工業団地造成事 業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間</li></ul>
廃棄物	工場の稼働		一 予測の基本的な手法 工場の稼棄物に種類ご 生する廃棄が況の種類 との発生が況の把握 こ 予測地域 対象工業団地造成事 業実施区域 三 予測対象働が見込ま れる時期
二酸化炭素	工場の稼働		<ul><li>一 予測の基本的な手法 二酸化炭素の発生の 状況の把握</li><li>二 予測地域</li><li>対象工業団地造成事 業実施区域</li><li>三 予測対象時期等 工場の稼働が見込ま れる時期</li></ul>

# 別表第二十七 標準手法(対象土石事業)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	発破作業、採る機能では、経験をでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 二 で

振動	発の械設 発の検動 発の状态の では、するび には働動 で作には働動 で作には動動 で作には動動 では、するび になるび になるび になるび になるび になるび になるび になるが になが になるが になるが になが になるが になるが になるが になるが になるが になるが に	一 調査すべれ、	一 二 三 四 四 三 四 三 四 三 四 三 四 三 四 三 四 三 四 三 四
水の濁り	樹木の伐採等	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯  一 調査すべき情報 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 流れの状況 ニ 調査を含む。)	型の ・地でで動大 ・地でで動大 ・特別では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方

ı		
雨水の排水及び施設の稼働	<ul><li>一調査すべき情報</li><li>ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。)</li><li>イ 流れの状況</li><li>二 調査の基本的な手法</li></ul>	<ul><li>一 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊 物質の量の計算又は事 例の引用若しくは解析 二 予測地域</li></ul>
	文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の 状況については、水質汚濁環境基準に定める浮遊物質量の 測定の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整 理及び解析 三 調査地域	調査地域のうち、水 域の特性及び水の濁り の変化の特性を踏まえ て水の濁りに係る環境 影響を受けるおそれが
	水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調整の	あると認められる地域 三 予測地点 水域の特性及び水の 濁りの変化の特性を踏
	水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地	まえて予測地域における施設の稼働による水 の濁りに係る環境影響 を的確に把握できる地 点
	域における施設の稼働による水の濁りに係る環境影響を予 測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に 把握できる期間、時期及び時間帯	四 予測対象時期等 施設の稼働が定常状 態になる時期
重要な地形及び 地質 地質	<ul><li>一 調査すべき情報 ア 地形及び地質の概況 イ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域</li></ul>	<ul><li>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質 について、分布又は成 立環境の改変の程度を 踏まえた事例の引用又 は解析 二 予測地域</li></ul>
	一	<ul><li>一 ア側地域の うち、地調査地域の うち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li></ul>
	地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な 地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するため に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及 び時間帯	三 予測対象時期等 地形及び地質の特性 を踏まえて重要な地形 及び地質に係る環境影 響を的確に把握できる 時期
重要な種及び注 目すべき生息地 採取区域の存在	- 調査すべき情報 ア せきつい動物、昆虫類その他の主な動物に係る動物相 の状況 イ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目され	<ul><li>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目す べき生息地について、 分布又は生息環境の改 変の程度を踏まえた事</li></ul>
	る理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域	例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、動 物の生息の特性を踏ま えて重要な種及び注目
	対象土石事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注 目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するた	すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	めに必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	三 予測対象時期等 生息の特性を踏まえ て重要な種及び注目す べき生息地に係る環境 影響を的確に把握でき る時期
	<b>从U时间</b> 市	

重要な種及び群落		一 調査すべき情報 ア 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び群落の分布、生育の状況並びに生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象土石事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域におけるを必に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路	一
地域を特徴づける生態系	採取区域の存在	一 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境可となりな手法での基本的な手法で現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び現地調査による情報の収集並びに当該情報地域対象土石事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握ったきる地同で認識を表現で記述といる。 五 調植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえてのきる地点に必要な情報を適切かつ効果的に把握が表現したで認識を表現である。	一
主要な眺望点及び鳥観った。	採取区域の存在及び跡地の存在	一 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況 三 調査の整理及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域に係る環境影響を予測し、できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一

### 奈良県環境影響評価技術指針

主要な人と自然との触れ合いの活動の場	採取区域の存在及び跡地の存在	一 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用 の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに 当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象土石事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査係適切がつ効果的にできる地点 五 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調で高速に変更な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調である場である期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査を当またのはおける主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査を追求を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
文化財及び埋蔵文化財包蔵地	採取区域の存在	一 調査すべき情報 ア 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分イ文化財及び埋蔵文化財包蔵地の保存の状況及び利用の状況 こ 調査の基本的な手法文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域対象土石事業実施区域及びその周辺の区域四調査地点文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に担握できる地点 五 調査期間等 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び地蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び地蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び地蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域における文化財及び地蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域におりる文化財及び地蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて調査地域におりる文化財及び地域が対象が表別であります。	一 大包をと とま文領されば、 一 大包では、 本びつ改事 の横型の大型でである。 本がのである。 本がのでする。 本がのでする。 本がのでする。 本がのでする。 本がのでする。 本がのでする。 が埋い変例 う文境が域期埋性が係と、 大型ではまがが、 大型では、 大型でが、 大型が、 大
廃棄物	施設の稼働		一 予測の基本等法 対象土工動物にい発生 する事業活動物にい発生 する事業活動物にの 手工動物の 予測地石 で発生の発生の 予測地石 事業 対象土 対象土 対象土 域 三 対象土 対象土 が定常状態と が定常状態となる時期

改正文(平成一二年告示第四一三号)抄 平成十三年一月六日から施行する。

改正文(平成一七年告示第六二五号)抄 平成十七年四月一日から施行する。

改正文(平成二六年告示第二八九号)抄 平成二十七年四月一日から施行する。

改正文(令和五年告示第三八八号)抄 令和五年十月一日から施行する。